

平成22年9月13日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)	
出席議員 (9名)	1番 松田俊和 2番 原慎和彦 3番 4番 漆原悦子 5番 中山五雄 6番 矢動丸博文 7番 井上正宣 8番 伊東盛雄 9番 岡光廣 10番 吉富隆
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 教育長 吉田茂 会計管理者 鶴田直輝 総務課長 池田豪文 企画課長 北島徹 税務課長 白濱博己 住民課長 福島日出夫 健康増進課長 川原源弘 福祉課長 岡義行 建設課長 江崎文男 産業商工課長兼 渡邊昭秋 教育次長兼 農業委員会事務局長 生涯学習課長 鶴田良弘 教育課副課長兼 高島和則 文化課長 原田大介 子ども安全課副課長
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 小野清人 議会事務局係長 石橋英次

議事日程 平成22年9月13日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	5番 中山五雄	1. 住民との対話について 2. 財政改革について 3. 場外舟券発売場について
2	8番 伊東盛雄	1. 全国学力テストについて 2. 超高齢者の対応について
3	2番 原 慎 和 彦	1. 滞納対策について 2. 町内道路の整備について 3. 場外舟券発売場について
4	4番 漆原悦子	1. 安全・安心の町づくり 2. 学校教育 3. 青少年健全育成

午前9時29分 開議

○議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（吉富 隆君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、5番中山五雄君よりお願いをいたします。

○5番（中山五雄君）

皆さんおはようございます。通告書に従いまして、3点ほど質問いたします。

まず1点目に、住民との対話についてということで、今後、住民の皆さんに行政報告なり意見交換会をする計画はあるのかないのかを質問いたします。

2点目に、財政改革について、これは全般的に質問をしていきたいと思います。まずは財政の健全化に向けての対応はということで質問いたします。

3点目に、場外舟券発売場について、その後の進捗状況はということでお尋ねをしていきます。

以上、3点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉富 隆君）

住民との対話について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

皆さんおはようございます。5番中山五雄議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

1点目、住民との対話について、今後、住民の皆さんと意見交換をする計画はということでございます。

これは私、就任直後、出前町長室というものを銘打って町民との対話をしていきたいという趣旨で、そうしたものを企画していきたいというふうに考えておったところでございます。約1年半が過ぎまして、この間、さまざまな行政の内部において一通り1年間を過ごしてまいりました。

今現在、私自身の認識として、町民の皆さんとの対話が不十分だという意識を持っておるところでございます。直接の対話によって、やはり何が地域において問題か、どういった課題があるかというものの共有を町民の皆さんと、そして役場内部での共有というものを図る必要があるんだというふうに改めて認識をさせていただいているところでございます。よって、この問題については今後検討を深めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（中山五雄君）

先ほど町長の答弁の中で、出前町長室ということで最初から言われて、数十回されたということをお初ごろ言われておりましたけれども、最近はそういう話が全然あっていないということで、いろいろどうなっておるのかということで住民の方たちの意見がかなりあります。

それと、住民の皆さんが現在の財政の状況や、新聞等々にも載っておりましたけれども、緑地化の特別委員会の件や、一番重要なのは百条委員会の件を聞きたいという住民の方々が大変多くおられます。その辺を町長は自分に何らやましいことがないならば、きちっと住民の方たちに説明をし、住民の方たちの意見を聞き、前に進んでいくべきじゃないかなと思っておりますけれども、その辺はいかがですかね。

○町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の2回目の御質問でございますが、おっしゃるとおり、さまざまな御意

見を賜っている、私も町民の皆さんから直接いただいていることではございます。ということと別にして、町政報告というもの、もしくは懇談会というものを定期的で開催していく必要性というものを考えていきたいというふうに思っております。といいますのも、何か大きな問題が起きたときにのみするというのではなくて、定期的な意見交換会、町政報告、趣旨はさまざま、まだ明確にはしておりませんが、そうした形での意見の聴取、そして対話を踏まえて、できることとできないことをしっかりお伝えすること、そこである種のお互いの出し切り感、町民の皆さんとの対話の中で出し切り感をつくるのが今の現状を説明し、報告するということが必要なんじゃないかというふうに考えておるところではございますので、今後、そうした方向性で検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○5番（中山五雄君）

今、上峰住民の皆さんの中には、上峰町はいつも何かごたごたごたあっていると、上峰町の恥だということをかかりの方が言われております。そういう中で、大字別、大字堤、大字坊所、大字前牟田、大字江迎、その4地区で日にちを決め、町長がそこに出向き、きちっと説明をされ、住民の皆さんの意見を聞いてやっぱり前に進めていくべきじゃないかなと、それが住民サービスの一つにもつながるんじゃないかなと。

非常に心配をされております。よその町に行ったときに、上峰はずっと何かありよるですねと、恥ずかしゅうして上峰からと言えないですよということも言われている人もおられます。だから、それは町長が悪いとかいいとかじゃなくて、これを白黒はっきりするためにも、せいけん町長はきちっと説明をしてやるべきじゃないかなと思いますけど、その辺いかがですかね。

○町長（武廣勇平君）

中山五雄議員の御指摘、そのとおりだと思います。これは私、選挙に出る前から対話の町政というものを心がけるようにというふうに議員からも御指摘をいただいております。やっぱり町民の皆さんの意見を聞きながら進めていくことの重要性を改めて、先ほども申しましたけれども、実感しておるところでございます。

よって、いろんな意味で、先ほど申しました意見があると思いますので、そこに今現状の姿というものを洗いざらい、お化粧をすべてとって、ぬぐい去って、等身大の姿を、上峰町の姿をお伝えすることが理解、説得につながると思っておりますので、今後そうした方向で検討を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○5番（中山五雄君）

1点目の質問、これが最後になるかと思っておりますけれども、町長は地位や名誉で町長になられたわけじゃないと思うんですよ。上峰町を何とかしなくちゃいけない、よくしなくちゃ

いけないという気持ち、最初ごろそう言われていたから、そういう気持ちで町長になられたと思うんです。

そしたら、上峰町の財政の健全化に向けて、やっぱり町長だけではどうにもなりません、皆さんの協力がなくてはどうにもならないと思うんです。それで、安全・安心なまちづくりのためにも町長を初め、我々議会も一丸となって、そして住民の皆さんたちの意見をよく聞き、いいところは取り入れて、説明をきちっとしながら前に進んでいくべきじゃないかなと、そう思います。その辺最後に、今後、上峰町のためにどのような形で進んでいくかを最後に答弁していただいて、この問題は終わりたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

5番中山議員の質問にお答えします。

今申されました、行政内部での努力のみではこの局面は変わっていくことはできないというふうに思います。だから、町民の皆さんの御協力、御理解が必要なわけでございます。それは議員おっしゃるとおりで、だからこそ、そうしたいろんな意見や要望等もあると思います。その中で、すべてをやるというのは一番私もできるならばしたいんですけども、そういうわけにはいかない。だから、ある種対話を重ねて、実際の現状というものの姿を示した上で、先ほどから繰り返し申しますが、出し切り感というものをお互いが確認することが一つ説得の大きな要諦だと思っておりますので、そうした趣旨を含めた対話集会等を検討する必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉富 隆君）

それでは、先に進みます。財政改革について、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

皆様おはようございます。中山議員から財政改革についてということで、財政健全化に向けての対応はという御質問をいただいております。まず、私のほうからお答えをしてみたいと思います。

本町が現在のような佐賀県内の自治体の中でも特に財政的に厳しいというような状況の中に本町が身を置くようになった原因としましては、前々からいろいろと申し上げてきておりますけれども、そのいろんな状況が複雑に絡み合って現在に至っているというふうに思っておりますが、そこをあえて簡単に申し上げれば、文化的な生活環境を早く町民のために達成すべきだというようなことで、生活基盤及び居住環境の整備ということで教育文化施設の整備、上下水道の整備、道路交通網等の整備というようなことを積極的に短期間に取り組んでまいってきたからではないかというふうに考えております。

これまで硬直しておりました財政構造の転換を図るべく種々の取り組みを行ってまいったわけでございますが、さきの行政報告及び平成21年度決算に基づきます財政健全化比率報告

でも申し上げましたように、健全化判断指標はいずれも改善をしております、特に将来負担比率につきましては、平成20年度が191.4%、平成21年度が155.4%ということで、36%改善しております。この改善率としましては、県内一の改善率というふうになってきております。これまでいろいろ町民の方々にも我慢をしていただきまして、町民挙げての協力というものをいただいておりますけれども、その効果があらわれ始めたものというふうに考えております。

さて、今後、厳しい財政状況の中で、後回しの状態になっておりましてもう先には伸ばせなくなったというものが複数ございます。それら事務事業の経費を生み出しながら、今後は先に進まなければなりません。また、政府においては新たな仕組みといたしまして一括交付金制度というものも現在論議をされているところでございます。このような不安定なといいますか、確定していないような状況の中に本町はありますので、外からの要因に対しても、それをはね返していかなければならないということでございますので、安定した収支バランスをぜひとも確保したいということで、これまでに増して公共事業の抑制、すべての事務事業の点検、職員の効率的な配置などを真剣に取り組みながら、徹底した行財政改革をさらに推進する必要があるというふうに思っております。

これからもしばらく続くと予想をされております厳しい財政状況を克服するためには、職員が知恵を出し、町民の皆様方にも協力をお願いしながら、安定した財政運営状態を早期に達成をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（中山五雄君）

今、北島課長から文化的な環境づくりとか、道路づくり、要するに、インフラ工事をやり過ぎてきてこうなったというような答弁をされましたが、ちょっととりあえず、それは後のほうで質問しますけれども。

まず、上峰町の今の起債ですね、これは平成21年度末現在で一般会計が4,894,168千円、農業集落排水が5,002,716千円、工業用地取得が270,000千円、計の10,166,884千円が今現在の起債ですね。そして、債務負担行為が701,026千円、計の10,867,910千円が債務負担行為まで入れての起債なんです。これを今後どのような形で返済をし改革をしていくのか、その辺はひとつ答弁をお願いします。

○企画課長（北島 徹君）

今後の起債に対します償還の計画ということでございましたが、償還を今後とも23年度から24年度につきましては5億円程度、それから、25、26、27年と、一般会計につきましては、現在の計画では概略申し上げますと、23年度が5億円というものが4億円ぐらいというふうに考えております。臨時財政対策債あたりが増加されるとそこら辺が変わってまいります、そういうことで農業集落排水につきましても今御指摘のとおりでございますが、平成27年度

には現在の計画では未償還額を34億円、ちょっと前後しましたが、一般会計が25億円ぐらいということで、平成27年度にはこの一般会計、農業集落排水合わせました起債の残高を未償還額の合計を60億円程度には持っていきたいというふうに現在予定をしておるところでございます。

○5番（中山五雄君）

起債の返済でいろいろ答弁していただきましたが、これから先は処理場関係もまた上がってくると思うんですね、どうしても支払いしてくる金がふえてくると思いますから、よっぽど気を引き締めて財政改革をやっていかないと、本当に大変な町になるんじゃないかと。

そこで、財政の健全化についてということで質問しておりますから、税の滞納ですね、これは21年度から22年度、16年度以前からずっと上がっておりますけれども、20年度が3,710,020円、これは町民税の個人、21年度が6,074,964円になっております。倍近くになっております。それから、町民税の法人が要するに、これは少し減っております。20年度が478,800円、固定資産税が10,922,200円、21年度が20,000千円からなっておりますから倍近くになっております。軽自動車もそうです。計の39,557,024円ということで、これは全然減っておりません、ふえております。今後、この滞納者に対しても行政の対応はどのような対応をとって税金の回収をされるのか、その辺の答弁をお願いします。

○税務課長（白濱博己君）

税の件でお尋ねでございました。先ほど議員のほうからの滞納の関係ということで、21年度の決算につきましてでございますが、一般税で92,872,834円ということでの滞納を見ております。その分と国保税を合わせますと、総額143,340千円ほどの滞納でございます。本当に厳しい中で私どもも徴収につきまして頑張っているところではございますが、なかなか滞納が減るどころか、ふえているというふうな状況で大変申しわけなく思っております。

滞納を生む原因といたしましては、税の公平の負担の原則ということを毅然として守る姿勢が大事ではないかということで、滞納処分をちゅうちょしてきたのではなかろうかというふうな認識を私個人としては持っております。

今後につきましては、滞納整理処分も含めて差し押さえ等々も含めて、担保をとりながら滞納者に臨んでいかないと、例えば納税相談なり、また納税誓約ということではなかなか滞納者、特に悪質滞納者につきましては対応ができないというふうな感じを持っておりますので、今後につきましては、保有している私どもの徴収の権限をしっかりと行使しながら、また滞納処分の行使をちゅうちょしなく、また滞納者の早期発見、早期着手、また差し押さえ等々につきましても毅然として今後は対処したいというふうな形で思っておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○5番（中山五雄君）

これは前回も同僚議員がいろいろ質問をしております、努力をされているかと思えますけれども、減っているような感じで言われておりましたけれども、20年と21年度だけでも16,000千円から増になっております、滞納額がですね。先ほども白濱課長が言われましたけれども、143,000千円からの滞納額があります。これを何とかすれば上峰町もかなり財政が変わってくるんじゃないかなと思います。だから、不納欠損になる前の差し押さえ、その辺の手続をきちっと今後やっていただきたい。そういう対応を今後どのようにされるのかを最後に——最後というか、まだほかにも質問しますけれども、答弁をお願いします。

○税務課長（白濱博己君）

滞納金額につきましては、先ほど御紹介いたしましたけれども、徴収につきましては5年を過ぎましたら時効というふうなことで地方税法の18条にございますが、時効の効果消滅ということで不納欠損をしなければならないことになっております。それを防ぐためには、例えば私先ほど申しました納税誓約書、本人からの誓約書を取り、承認をします。それとまた、差し押さえをした期間ではその時効が発生しないというふうなことも含めてございますので、極力時効がないように、不納欠損をしないというふうなことでは思っておるところでございます。

先ほど議員のほうから不納欠損のことがございましたが、平成21年度の決算におきましては、27,898,107円の町税の不納欠損の処理をさせていただきました。大変申しわけなく思っております。この件につきましては、実は昨年20年度の不納欠損につきまして本当に時効ということではなければならなかったわけでございますが、私どもが本当にしなければならぬ事務をしなく、不納欠損には至りませんでした。議会のほうにはおわび申し上げまして、21年度に20年度分も合わせということでそういう金額になっております。

今後につきましては、ゼロということではなかなか難しいと思いますが、極力出さないような形で滞納処分等を今後、積極的に推進してまいりたいというふうなことで考えておるところでございます。

以上でございます。

○5番（中山五雄君）

努力をされているかと思えますが、今後は不納欠損にならないように努力をしていただきたいと思えます。

次に、実質公債費比率について、実質公債費比率が前年度が23.7%、本年度が22.8%ということで、町長が行政報告の中でその分については非常に改善をされてきたということで言われましたけれども、これは一時的なもので、起債の借りかえや地方交付税の増額による減少であると、要するに、ことしがそれでよくて少し下がったかなと、楽天でいけるものじゃないと思うんですね、来年もその分の地方交付税が増額になるもんかなんかはわからないと思うんですよ。だから、その辺今後、町長の考えを聞かせていただきたいと思えます。

○町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の質問にお答えさせていただきます。

今申されましたとおり、23.7%から実質公債費比率が22.8%に下がったということで、これは一時的なものだという御指摘です。おっしゃるとおりで、今後、今まで大きな起債をしてきておるわけでございますので、数年間大変厳しい状況が続くと思います。ただし、私が申し上げたいのは、起債を伴う事業をしなかったということ、今後、そして起債を伴う事業を極力避ける、済みません、ちょっと誤解があるといけませんので、起債を伴う事業を極力避けるということは今後念頭において、実質公債費比率の低減、そして将来負担比率の低減、あらゆる健全化判断比率の低減に向けて進めてきて、それこそが財政の健全化ということだと思っております。

地方交付税が増額1.1兆円されました。今後、そうした国の状況が続くかどうかというのも議論があるところでございまして、何せ先行きが不安な状況が続くわけでございますので、上峰町としては、町としてできること、本当に先ほど申しました起債を伴う事業を極力控え、新規事業を極力控え、そしてコストの削減に努めていくということを恒常的に続けていくことが健全化につながるものだと思っております。議員の皆様方の御協力を得ながら、そうした視点で町づくりを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○5番（中山五雄君）

歳出を極力抑えて、歳入をふやしていくよりほかはないと思うんですよね。だから、前回も私言いましたけれども、県のほうにも行かれたときには工業団地あたりもお願いをされ、そういうのが来れば上峰町も財政が少しはよくなってくるし、それと雇用関係も変わってくるものですから、その辺も特にお願いをしていきたいと思っておりますけれども、その後、県のほうに行かれて要望はされましたか。

○町長（武廣勇平君）

5番中山議員の御質問にお答えします。

県のほうに要望をされたかということでございます。以前、県のほうにお伺いした際、申し上げたのは、要望があつたら御連絡をしていただくようにという従来からの要望と、それだけではいけないので、ホームページ等で我が町の企業誘致の箇所についてリンクを張っていただくということをお願いしました。それは直ちに実行していただいているということですが、今後、実際その後、足を運んだわけではございません。私も個人的なつながりの中で企業誘致の取り組みをやっておりますけれども、県のほうにも足を運んで、そうした情報がないか、常に確認をする必要があるというふうに思っております。

そういう意味では、議員のおっしゃるような足を運んで県のほうに行ったかと言われれば、行ってはおりませんけれども、今後そうしたことを考えていきたいというふうに思っており

ます。

以上です。

○5番（中山五雄君）

その後は行っていないということでございますけれども、町長も大変お忙しいでしょうけれども、なるべく県のほうに行ってお願いをすれば、少しは違うんじゃないかなと、そう思います。その辺は今後、ひとつ努力をしていただきたい。

最後に、財政調整基金、これは21年度末で170,000千円ありますけど、今現在どのくらいあるものか、答弁のほどをお願いします。

○企画課長（北島 徹君）

170,000千円、議員おっしゃったとおりでございますが、今現在まだその積み立てということはいたしておりませんし、第三セクターと改革推進債のための取り崩しも9月には予定をいたしておりますが、現在まだ実行はいたしておりません。ということで、今現在、先ほど議員おっしゃいました170,000千円から動いてはおりません。

以上でございます。

○5番（中山五雄君）

そしたら、財調は今現在170,019千円入っているということですね。そしたら、私前回も言いましたけれども、副町長の否決をされ、12,400千円のお金はこの前のときにどこにどう行ったんですかということで質問したんですけれども、その答弁はとうとういただかないままで終わっておりますけれども、どういうふうな振り分けをされたものか、最後にその答弁いただいて、この2点目の質問は終わりたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

5番中山議員の質問にお答えします。

これは私の一般的な理解でございますけれども、伴うはずの経費がなくなった場合、基本的には財調に含まれて、その後、必要な支出があれば回されるという理解でおります。それが予算書上あらわれるかどうかはわかりませんが、見えないと思いますけれども、基本的には財調に含まれて拠出事項に回されるというふうに理解しております。

以上です。

○5番（中山五雄君）

予算で見えないお金というのはないはずなんですよね、でも、これ以上質問すれば何か町長いじめみたいになるから、これはもうこれでやめますけれども、今後はそういうことで、きちっとやっぱりそういう予算を組んだならば、そのお金はどこに行ったという内訳はきちっとやらないと、我々議会としても納得いかない点が多々あるかと思っておりますから、今後は注意をしていただきたい。

以上で終わります。

○議長（吉富 隆君）

場外舟券発売場について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

5番中山議員の御質問にお答えいたします。

その後の進捗状況はということで、ポートピア場外舟券発売場の件についてお答えさせていただきたいんですけども、これにつきましては、外灯の要望を先般、中山議員も御同行、御足労いただいた上、先方のみやき町長のほうに、また、ポートピアの社長のほうにも要望に行ってまいったところでございますが、その後、寄せられた要望を当該舟券発売場の社長さんが確認の上、外灯につきましては、ポートピアの看板を設置した、そうした外灯を設置させていただくことになるだろうというような御回答をいただいております。

今現在、地元の要望としては、エリア内での1カ所設置という要望をしております。その1カ所の設置に、当該施設の看板のついた外灯をつけるべきか、町として今ある普通の外灯をつけるべきかという内部の協議を行っているところで、これはいろんな意見がございます。引き続きこの協議を行った上、設置について改めて当該施設に要望があれば求めていきたいと思っておりますし、今後、町内外灯を設置するということに決まれば、直ちに外灯を設置していきたいというふうに思っております。

以上です。

○5番（中山五雄君）

この場外舟券発売場については、私、去年の9月からずっと質問しておりますけれども、進んだのは、町長と伊東議員さんと私のみやき町の町長のところに行っているいろいろな意見を言ったぐらいで、あとは全然前に進んでいないと。ゆうべも私と伊東議員さんと一緒に場外舟券発売場のほうに行きました、夜。全く変わっておりません。だから、よその町道に外灯をどうのこうのとなかなか言えない点もあるかもしれませんが、まず上峰のほうに、電柱から立てんばいかんやったら何十万円もかかりますけれども、電柱を立てているところに外灯をつけるだけだったら16千円から17千円でつけられると思うんですよね。だから、まずそれをして、上峰町もこれしましたからということで、みやき町もそれやってくださいよと、要するに、環境面、子供の安全、住民の安全・安心な町づくりのためにも、当然、上峰の行政として、町長として言うべきじゃないかと。私は、みやき町の町長がわからん人じゃないと思うんです。この前行ったときも、わかりましたと、前向きに考えて私も栗山社長に言いますということでもらったからですね。

地権者の田んぼのところに外灯をつければ虫が寄るということで、同意書が必要だということ、その同意書もとれたということも前回聞いたもんですから、その後何ら変化がない、実際公園のあたりも暗くて、やっぱりこれから先はだんだん日が短くなってくるし、私は親御さんたちは大変心配じゃないかなと。だから、環境も悪いです。だから、その辺を即対応

を町長はとってほしいなと思いますけれども。私が今こういった苦口ばかりになりますけれども、何ら前に進んでいないんですよ。だから、どういうふうな、もう即、いつごろこういうことで言いに行きます、やりますよと、ウェルビジョン九州さんにも直接行たて言うべきなんです。あれだったら私どもに行っていいたいということなら行きますよ。住民の方たちの不平不満はいっぱいあります。もし何かあったときはだれが責任とるかということと言われておりますからですね。そして上峰だけではないですよ、あそこの学校に吉野ヶ里町からも通っておられると思うんです。だから、その辺きちっと言っていただきたいと、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

5番中山議員の質問にお答えいたします。

おっしゃるように、前に進んでいないという厳しい御指摘がございました。これにつきましては、私どもは先ほど申しました施設の看板のついた外灯を選んで、また、これがLEDという新しい、今流行しております蛍光灯だということで、維持管理費がどれぐらいになるのか、大きくかかるんじゃないか、例えば、壊れた場合も想定しなきゃいけません、行政としては。その場合に費用がかかってしまうということもありまして、先ほど申しましたように当該施設の看板広告がつけられた外灯を設置するか、町として地元からは1カ所外灯の要望は現実としてありますので、町としてそこに外灯を設置するか。これの判断を内部で協議をしているところでございます。この協議のために時間を大変使っておりまして、議員には大変申しわけなくと思いますが、直ちに決断をして、しかるべき対応をとっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○5番（中山五雄君）

今町長が言われたのは、場外舟券発売場の看板を上げて、そこに外灯をつけるということですよ、広告をね。その後の管理は上峰は上峰でやりなさいということですか。それはちょっと、金がかかるんだったら後々が大変じゃないかなと。そしたら上峰だけでしたら20千円足らずでできるものですから、そこまで向こうにして、言葉上悪いですけども、うちはしたじゃないかということを変に言われても非常に迷惑だなと。この件については、いろんな方たちが、しかもあの学識経験者の人たちも、これは何ということだということで非常に怒られております。もうその辺は早急に町長、相手さんと話し合いをされ、対応をしていただきたいと思っておりますけれども。

それと、これ一番、住民の方たちが何人もこういうことを言われておりますけれども、上峰町内に何の連絡もない、同意書もとらないでこれができるはずがないという声はまだどんどん上がってきております。本当にこれが同意書を上峰町内にした人がいるならば、上峰町民無視じゃないかと、これは大変なことじゃないかということで、非常にその辺言われてお

りますから、前回も私は唐津競艇場なり唐津市役所に町長、町長だけがあれだったら我々もついていきますよということで調査をやってくださいということでお願いをしておりましたけれども、その後、唐津競艇場なり唐津市役所に行かれたもんか、その辺の答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

5番中山五雄議員の質問にお答えします。

唐津競艇場に行ったかどうかということにつきましては、私は足を運んでおりません。といいますのは、この問題につきましては、6回の説明がみやき町長から上峰町にあったというふうな新聞報道がございました。これがもし真実であるならば、唐津競艇場に行く必要はなく、内部で調査をすればその足跡はつかめるというふうに思っておったからでございます。これにつきましては、6回の経緯説明があったという公文書等はございません。よって、それ以外のもので今現在調査中ございまして、大変時間がかかって手ぬるいと言われるかもしれませんが、今後調査を進めていきますので、どうぞ今後ともこのボートピアに関するさまざまな問題について御指摘等いただければというふうに思っております。

以上です。

○5番（中山五雄君）

最後になりますけれども、本当にこれは住民の、すべての人じゃないですけども、やっぱり子供さんを持たれている親御さんたちは大変心配されております。これから先、部活関係をしている子供さんたちは、やっぱり日が早く暗くなるものですから、心配されておりますから、早急に対応をですね、これはもう時間がないと思うんです。だから、もうやるべきだと。だから、私は議長にも当然言われて、我々協力できる分は幾らでもやるよ、唐津でもどこでも行きますし、そのときは号令をかけてもらえればいつでも行きますから、その辺の町長の今後の気持ちを、すぐにでもやりますという声が出るもんか、しばらく待ってくださいと言われるもんか、最後にそれをお尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

これはみやき町の町長さんが報道で発言をされております。かなり重みのある発言だと思っております。6回の説明があったとするならば、住民の方は大変心配に思われるでしょうし、なぜだという気持ちになられるだろうというふうに思います。

よって、直ちに調査をし、議員の皆様方はもちろん、議長さんも含めて、もしそういう足を運ぶ必要があるとするならば、唐津競艇場に行くつもりではございますが、先ほど申しましたとおり、これは内部の調査をまず始めることが大切だと思っておりますので、今後調査をしていきたいということをお約束申し上げたいと思います。

以上です。（「はい、終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（吉富 隆君）

ただいま5番中山五雄議員の一般質問が終了をいたしました。

通告順に従いまして、8番伊東盛雄君の一般質問に移らせていただきます。

○8番（伊東盛雄君）

皆さんこんにちは。

まず第1に、全国学力テストについて、上峰町の小・中学校の結果はどのようになっているか。全国学力調査では、佐賀県は全国で下から二、三番目です。非常に悪い状況です。その上で上峰町の小・中学校の結果はどのようになっているか。

それから、その学力テストの結果はどのように活用するか。

それから、指導改善はどのようにされているか。いわゆる児童・生徒の学び残し、この問題についてどのように対処されるか、その辺を伺いたいと思います。

次に、9月1日の佐賀新聞に掲載されておりますが、超高齢者の対応について、120歳以上の所在不明者、戸籍上生存が佐賀県で497人、そして、1市3町が調査中、上峰町は調査できずとなっております。今後調査をする予定があるのかなのか、本当にできないのか、その辺を伺いたいと思います。

それから、独居老人等、いわゆる高齢者についていろいろ新聞で取りざたされていますが、そういう人たちの安否確認、こういう問題についてもどう取り組まれておるか、その辺をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（吉富 隆君）

全国学力テストについて、執行部の答弁を求めます。

○教育課副課長（高島和則君）

皆様おはようございます。ただいま伊東議員のほうより質問のありました全国学力テストについて、私のほうから1番の小・中学校の結果について答弁させていただきます。

平成22年度の全国学力テストにつきまして上峰小・中学校の結果については、全国的に全国並びに県に比べましてやや劣っている状況です。小学校5年生を初め行った県の学習状況調査は良好でございました。これは5年生のときに少し落ちつきがなく、授業中の態度面なども影響しているのではないかと考えられます。しかし、6年生になりまして最上級生としての学校の顔となり、いろんな場面で大変活躍していて、授業中の態度も良好です。中学校進学に向け基礎、基本の徹底を目指し、学校職員が一丸となって頑張っています。

上峰小学校のテストの結果は次のように受けております。国語A問題、主として知識に関する問題は良好です。特に簡単な文章を書いたり、言葉の意味や理解、漢字の読み書きはすぐれております。聞き取りに関しては少し劣っていると聞いております。B問題、主として活用に関する問題は少しよくありませんが、中でも文章を読んで筆者の主張の内容や、その表現方法などを評価したり、伝えたい内容をまとめて表現することが苦手なようです。

次に、算数、国語とは逆にA問題、主として知識に関する問題がよくなく、B問題、主と

して活用に関する問題がよい状況にあります。グラフから状況を読み取り、数学的に表現する問題は良好でした。基礎的な計算をしたり、面積を求めたりする問題知識が余りよくありませんでした。

中学校の学力状況は、国語A及びBのすべての問題において、昨年度と同様の全国及び県の平均正答率を下回る結果となっております。さらに今年度は、平均正答率は全国との差が広がるという結果となっております。学習・生活環境についても、朝食をとる、やり遂げてうれしかった経験がある、あいさつをする、規則を守る、ふだん2時間以上勉強しているなどの基本的な生活習慣についての周知が低下し、さらに自分自身に自信が持てない、文章や口頭で感想を述べたり説明をしたりすることが苦手であるなどの改善をしていくべく課題が引き続き明らかとなっております。現在、強化部会において、調査結果の分析を行い、今後の対策を立てているところでございます。全職員が他の学校の成果を上げている取り組みについても積極的に情報収集に努めながら、日々の教育実践の中で具体的に授業研究などによる指導方法の改善や、生徒の学習意欲を引き出して学習の効果を上げる環境づくり、進路指導の充実、保護者との連携による生活習慣や学習習慣の改善などの取り組みに学力の向上を図っていくように指導しております。

中学校3年生につきましても国語と数学の2教科について基礎、基本の力と基礎、基本を活用する力を図るとともに、学習生活の環境を明らかにし、その結果を踏まえ、実態に応じた学習指導や生徒指導を展開しております。

その補完的な役割を果たすものとして、小・中学校の全学年を対象に佐賀県が実施する学習状況調査があり、この2つの学力及び学習状況を見る調査により、児童・生徒の全般に学力や学習、生活環境を把握し、これらの調査結果を分析考察し、学習生活指導において活用する中で効率的で客観性、実効性のある取り組みになるように今後も指導していきたいと思っております。

以上で私の答弁を終わらせていただきます。

○教育長（吉田 茂君）

まず、伊東議員さんに御了解を得たいんですが、続いて学力テストの活用と指導改善はどのようにするかという質問がっておりますので、答弁を続けていたしまして、その後さらに御質問していただければよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは御了解を得ましたので、学力テストの活用法と指導改善の状況を先にお伝えさせていただきます。

今、副課長も申し上げましたとおり、既にそれにあわせて皆様も御承知のとおり全国学力学習調査は平成19年度から行われております。そして対象は、小学校6年と中学校3年生が対象になっております。本年度はさらに御承知のとおり、全国では抽出で30%の学校を対象としましたが、佐賀県側では非常に悉皆調査ということに力を注ぎまして、全小学校、全中学

校が受けるような対象をいたしました。

したがいまして、学力の内容はA問題とB問題というのがありますが、副課長も先ほど申し上げましたとおり、A問題が知識を要求されています。B問題は、その活用の状況がチェックされるわけなんです。主としてB問題では、説明する、あるいはわけを書く、あるいは内容をとらえて書く、根拠となる事柄を書くなど、児童・生徒に求められている学力でございまして、学業改善へのキーワードとこれからなると私は思っております。

しかし、そのような中で児童・生徒がそのキーワードをどのような目標にして授業を十分に経験していかなければならないか、あるいはB問題とどう向き合ったときに対応が難しくなっているか、それは教師の対応いかんによるんじゃないかなと、そういったことも踏まえて、その後の活用状況を考えているところでございます。

今、実際に改善の段階では学校全体で委員会をつくりまして、例えば、小学校ですと学年別の委員会、中学校ですと教科別の委員会、それらをつくって研究し、対処策を既に練っておるところでございます。そういった問題点の中で、一番にはやっぱり出てきたことは、子供たちの生活習慣から来る学力不足につながる問題点、例えば、朝食をとってくるか、あるいは体力がしっかりしているか、やり遂げてうれしかったという経験があるか、規則を守るか、ふだん勉強はどの程度しているか、そういったことの今基本的な生活習慣を学校側は生徒にチェックをかけて質問状況をまとめているところでございます。このことを踏まえて、これから私ども教育委員会といたしましては、しっかり小・中学校の全職員が他の学校の成果の中でよかったところはいち早く取り入れて、あるいは実践の中で具体的に授業研究をどうやっていくか、学習の効果を上げるためにはどういった環境づくりかということの研究しているところでございます。

議員さんは御承知のとおり、私の町には指導主事を迎え切っておりません。財政のこともありますので、行政側にはいろいろ協力を求めています。現状では指導主事を迎え切っておりません。したがいまして、三神事務所のほうに直接的にお願いをして、学校のこの委員会に出向いてもらって参加をしていただいて助言を受けているところでございます。それらの中から若干反省点が出ましたことは、教師の能力向上はもちろんのことでございますが、さらに演繹していきますと、この教師の能力をいかに積み上げた上で生徒の向上につながるかということ、結果的には家庭学習をどうやらせるか、そのことが問題になってきました。これからは学校で学んだことを持っている自学ノートだか、自習ノート、それらを家庭に持って帰って、家庭、父兄、保護者とどう話し合い対応しながら、さらに向上させていくかということまで改善をしていく必要があるというところに今意見がまとまっている状況でございます。一段階では経過報告を終わらせていただくことにいたします。よろしく申し上げます。失礼しました。

○8番（伊東盛雄君）

今結論から申しますと、教育長の御意見では家庭学習は大事だと、しかし、学校にももう少し工夫はないのかと私は言いたいと思います。

三田川小学校では、14年、15年、16年と学力向上の研究会をしております。この中で特筆すべきことは、金曜日の6時間目に、1学期は佐賀新聞のコラムである「有明抄」の書写から行ったと。与えられた文章を心静かに一定の時間書き写す。途中、2度ほど改良を加え、現在は放送原稿、生徒に録音を依頼、これによる聴取の後、書写を行っている。この実践を続けていけば、集中力、読む力、書く力、考える力、聞く力などが備わってくるであろうと考えた。三田川小学校では学校そのものがこういう取り組みをしている。これ隣の町ですよ。

それから、公開授業の研究会の実施、いわゆる授業の研究会について、その教科の者だけの参観にとどまっておったけれども、教科の壁を取り払うような研究会の実施、教科以外の先生も参加をして研究会を実施すると。どこか遠いところじゃなくて、隣町でこういう学力向上の取り組みをやっておられる。これは北茂安町もそうです。上峰だけがどうも親の責任にしたり、子供の資質の責任にするような教育では全然学力向上はしません。

そして、住民課長にもお聞きしますけれども、人口は昨年9月は9,400人でした。現在減っております。しかし、世帯数はふえている。ということは、ひとり単身赴任とか、老人のひとりの方がふえて、子供がいる家庭が減っているじゃないかと、そういうふうに思います。これは、私もいろいろあちこち転勤しましたがけれども、どこの学校がより教育熱心な学校かということで住まいを考えて住居を選んだ経験がございます。だから、隣町が先進的な授業をやっておれば、そちらのほうに人口はふえるんです。だから、昨年9月が9,400名でピークだったと思います。そして、逆に世帯数はふえているんです、現在は。しかし、人口はふえないということは子供を持った家庭が減ってきていると、それだけ上峰町に魅力がないというふうにとられても仕方がないと思います。その辺の実態、学校現場での改善点を再度説明をお願いします。

○教育長（吉田 茂君）

伊東議員にお答えさせていただきます。

マクロな形での報告でございましたので、その次の段階でいろいろな現状、学校自体がやっていることをお伝えしようと思っておりました。

まずは、隣接の三田川小学校ことなどお話しいただきまして大変ありがとうございました。先ほどの回答の中でも申し上げましたとおり、他校で取り上げているものは、いい分はいつでもいち早く取り上げるようにというぐあいに学校でも取り組んでおります。

それと反面、私どもの学校で実施している状況をお話しさせていただきますと、私ども小学校のほうでは読み聞かせの時間、朝に全学年、低学年から高学年まで、低学年はボランティアの人たちによる読み聞かせ、高学年になってきますと、先生などによる読み聞かせをいたしております。それから、中学校に入りますと、実際に朝読、自分で本を読んでいる、読

む時間、それを設けております。それは本当に大変恐縮な発言でございますけど、議員さんたちもぜひ中学校など朝読の時間に行っていただきたいなと思っています。それはそれは感心くらい一生懸命自分の本を持っています。文庫本やら新書版程度の本、大きいのは単行本も持っておりますが、真剣に自分の本を読んでいます。その本を後まとめるように指導しております。そのようなことと、「有明抄」は、さきの千々岩校長先生の前任者、碓校長先生はNETとって、社会教育の県の会長でございましたので、新聞をどう取り入れるかということは我が町の学校にもいち早く取り入れていただいております。その新聞情報を読むことによって、経済界、あるいは政治、そういったものの環境も理解することにはなりますが、読むことによって自分の考えをまとめる、これが学力のB問題につながってくることでございます。

そのようにして我が町でもまずは今文化面のほうから報告をしておりますが、次の段階でもよろしいんですが、私は体力をつくることに、体力がまずは基本だと、体力がなくしてはやはり読む力も出てこない、朝読の15分間ぐらいでも真剣に読めるかどうかということは、やっぱり体力がないとできないので、そのことも伝えております。この間、中学校の運動会には皆様御参列いただきまして大変ありがとうございました。あの6段から成る組み体操など、今までかつてない力を発揮してくれました。その力があればこそ、今度は学習への意欲につながると、そう思っています。

隣接の学校、そういったものにつきましては教育委員会を通じてお互いに意見交換しながら、同じ三神教育事務所内でもありますので、さらに勉強させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。また、いろいろどうぞ遠慮ない御指導、御助言をお願いいたします。

○8番（伊東盛雄君）

来年度から学習指導要領が改訂になって、小学校5年、6年は英語が週1時間取り入れられます。中学校ももちろん学習指導要領が改訂になります。それで、いわゆる先取りした学校も既にあります。小学校からもう英語を始めた。それで中学校へ行って、新しい指導要領に間に合わないからということで、先取りした小学校もあります。現在、上峰はどのようになっているのでしょうか。

○教育次長（鶴田良弘君）

学習指導要領が平成23年度から変わるというようなことで、御存じのとおり、本町においてもその辺を事前に、数年前よりそれに向けて対応しているところでございます。例えば、小学校につきましては、今度の新学習指導要領では4、5、6年生が年間980時間という改正になりますけれども、本町の小学校においては数年前より980時間で現在計画を立て、事業を行っているところでございます。

それから、御質問の英語教育ですけれども、御存じのとおり中学校にALTがおりますけ

れども、そのALTを小学校に派遣して、それぞれ先取りをしてうちも英語の授業をやっているところがございます。

以上でございます。

○8番（伊東盛雄君）

教育時間の変更は、町の教育委員会で可能ですよね。それで、栃木県の足利市、ここでは1カ月2回の土曜日をいわゆる学び残しの生徒について、学び残しがないように土曜日3時間授業をしている。それから、先ほど言った、来年の学習指導要領の改訂に伴って、私立高校等では夏休み7月いっぱい学校に出て先取りをしていると。夏休みは三田川でも1週間削って授業をやっているようです。何か聞いたところでは、上峰は補修授業は3日間だったというふうに聞いています。

それで、夏休みだから先生も夏休みではなくて、年次休暇は取りやすいですけども、出勤はせにゃいかん、だから授業するには問題ないと。そういう工夫をして、土曜日でも栃木県の足利市なんかでは月のうち2回ですけど3時間授業をやっていると、そういうふうにして、隣接の町村より上峰の小・中学校がレベルが高いよという町にしてもらいたいと強く要望して、この項は終わります。

○教育長（吉田 茂君）

伊東議員ありがとうございました。足利市ということで、私もネームがちょっと出てこないんですが、明治時代に有名な師範校があったように思います。私も学校に対しましては、この間から申し上げておりますとおり、田原さんやら八賢人の本も朝読の中では読んでいる子がおります。佐賀県は従前でありまして、日本一の教育県だったわけです。それがいつの間にか沈みつつ、どこかにみんなの低グループに入ったような形で、特色あるものづくりが発表されないために、それは県民性にもよるかとは思いますが、しっかりやっておりますけど、なかなか発表をしないためにできないということに通じるのではないかなと思います。

今、伊東議員さんから御指摘ありました3日間というのは、あれは小学校だけでございまして、中学校は毎日午前中、今ちょうど御承知のとおり、学校自体は耐震工事に入っておりますので、私どもの町民センター、おかげさまで冷房が入っておりますので、3年生は毎日午前中、授業に入りました。1、2年生につきましては若干の猶予を持って対応してきたわけですけど、3年生につきましては、もう中体連が終わりましたので、すぐ取り組みをしていただいております。

大変プライベートな個人情報的にもかかわるので、余り言いづらいことではございますが、私ども中学校も小学校も校長を筆頭にスタッフは全県下でも優秀なスタッフをそろえております。それから、中学校はTT教室、1学級に2人の先生を全学年つけることがことしからできています。つまり、差別用語になりますが、できる子と非常に迷っている子、迷っている子にはマンツーマンでそばに行って指導する制度を採用しております。これは中学校は全

学年できておりますが、小学校につきましては3年生まではできていますが、むしろ逆に一番欲しい1、2年生にTTの制度を採用させていただきたいという学校側の要請もあっておりますので、それはちょっと私のほう委員会の対応不足でしたけど、来年は絶対小学校にもそういった全学年にTTができるように、持っていくように県にも要請していきたいと思っております。そういった態度組みをしながら学校全体の、それで子供たち全体のトータル的なレベルアップを図りたいと、そう思っています。できる子とできない子というような二極化がないような形をぜひとっていきたくと、そう思っています。

失礼しました。またいろいろ御検討ありましたら御助言のほうよろしくお願ひいたします。即実行に移らせていただきますので。お誓ひいたします。どうぞ。

○議長（吉富 隆君）

この項はよろしゅうございますか。

お諮りをいたします。8番伊東盛雄君の一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、11時10分まで休憩をいたします。休憩。

午前10時55分 休憩

午前11時8分 再開

○議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

超高齢者の対応について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（福島日出夫君）

皆さんこんにちは。私より、超高齢者の対応について、調査はどのようなになったのかとの質問に御答弁申し上げます。

住民基本台帳は、現在、住民基本台帳ネットワーク等の普及でデータベース化されており、今回、問題になりました高齢者の把握につきましても、年齢、その他の該当要件による抽出作業により確認ができております。

町内の100歳以上の高齢者は、男性は住民登録がございません。女性が4名の住民登録者がおられます。100歳が2名、それに101歳、102歳がそれぞれ1名ずつとなっております。現在、生存の確認については、福祉課と連携を取り合って、安否の確認を行っております。

戸籍に関しましての高齢者消除の調査の件におきましては、現在、本町では、戸籍の管理を従来どおりの管理戸籍により帳簿管理を行っている状況です。職員による100%の把握は困難な状況にあります。つきましては、今後の戸籍コンピューター化の作業時点で、戸籍デ

データベース作成等のときに、高齢者消除対象者の抽出を行い、その後の確認作業、法務局との協議により対応をしてみたいと思います。

以上です。

○福祉課長（岡 義行君）

皆さんこんにちは。私のほうから伊東議員の超高齢者の対応について、2番目の独居老人に対する支援はということでお答えをいたします。

平成22年4月現在で65歳以上の在宅独居老人が230世帯あります。それから、高齢者のみの世帯、これが245世帯でございます。

なお、先ほど住民課長より申されました100歳以上につきましては、4名さんいらっしゃいます。この4名さんにつきましても、安否の確認はできておりますけれども、本町での独居老人、高齢者に対する支援ということで今やっているのが、まず1つが配食サービス事業、これにつきましては、社会福祉協議会に委託をしておりますが、65歳以上のひとり暮らしの世帯及び高齢者のみの世帯などで、安否確認とあわせてお年寄りで不自由な方、心身の障害などのために調理が困難な方に対して、昼食、夕食の配達を行っております。

それから、緊急通報システムなんですけれども、これは65歳以上の高齢者のみの世帯などで、身体上慢性的な疾患のため常時注意を要する方に対し、緊急通報装置、携帯用ペンダント送信機つき等の設置、または貸与を行っております。このシステムについては、すべて電話回線を介して、民間警備会社に委託をしております。現在、31名の方が利用されております。

それから、災害時要援護者対策ということで、災害時に行政と地域の組織が連携をいたしまして、避難誘導、安否確認、情報提供、救護、救済、緊急受け入れ等に地域ぐるみで支援するために、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障害者の方々等を対象に、区長の皆様、民生委員の皆様の御協力によりまして、登録者名簿を今年度整備しております。

なお、8月末の登録者、現在でいきますと、ひとり暮らしの高齢者105世帯、高齢者のみの世帯51世帯、その他障害者等で34件、合計の190件が登録されております。

また、安否確認という点では、民生委員の皆様によりましてひとり暮らしの高齢者、あるいは高齢者のみの世帯などに訪問され、声かけなどの活動もされております。

以上で、私のほうから答弁を終わります。

○8番（伊東盛雄君）

戸籍上の調査、戸籍管理をコンピューター化していないため確認は難しいというのが課長の答弁で、120歳というのは、まず基本的に戸籍謄本というのは西暦で書いてありますか、元号で書いてありますか。それをお尋ねします。

○住民課長（福島日出夫君）

大変返事がおくれて申しわけございません。元号で書いてあります。

○ 8 番（伊東盛雄君）

西暦でいえば1890年が120歳と思います。それは明治何年でしょうか。

○ 住民課長（福島日出夫君）

記憶では明治23年というふうに思っております。

○ 8 番（伊東盛雄君）

元号で戸籍謄本書かれている。元号というのは明治とか昭和とか大正とか平成とか、そういうので戸籍謄本書かれておる。それと、明治23年ということのすぐ回答出ないということは、調査できないんじゃないかと調査を全然していないということじゃありませんか。

○ 住民課長（福島日出夫君）

ただいまの議員さんの質問につきましては、確かに私の勉強不足でございます。その戸籍の電算化につきましては、早々に早くできるように努力をしてみたいというふうに思っております。

○ 8 番（伊東盛雄君）

電算化、電算化と言われますけど、明治23年以前の戸籍上の生存者をめくって、戸籍謄本めくれば、調べようと思えばできないことはないと思います。何も電算化、確かにやるべき仕事、上峰だけ県下で電算化されておられませんけれども、それらされていないからできませんじゃ、私は業務執行として不十分だと言わざるを得ないと。町長、最後答弁をお願いします。

○ 町長（武廣勇平君）

8番伊東議員にお答えいたします。

この戸籍の電算化の前に、戸籍についての世論の報道とさまざまな問題が報道されました。これに伴って、我が町でも調査を始めるべく担当内部で協議をさせていただきましたけれども、実際この戸籍について、何のためにやるかということが大切だと思います。これは、町民の安心・安全というものを目的にやるものだと思います。町民の皆さんが知りたい情報を提供するというので、町民サービスの向上のために、私たちはそれを調べる義務、責務があると考えております。

その上で、我が町においては戸籍の電算化が進んでおりません。いまだ県内で電算化できていないのは本町だけでございます。各自治体は電算化を既に終えていて、今調査をされているようでございますけれども、本町はその簿冊しかございませんので、その簿冊を調査せよということでございますが、本当に余りにも多く、物理的にこれを、調査の時間をとってはいは、住民サービスが逆に低下するというふうに私は判断をいたしました。これは普通の業務としてやるべきことではないと。よって、戸籍電算化をまず第一義的に始めて、その後で調査をするというふうにするのが、住民サービスを維持しながら進めていく上で大切だというふうに考えました。

よって、この調査計画というものを直ちに作成を指示いたしまして、その調査計画の中に戸籍電算化を予算化するタイミングにつきましても、計画に上げるよう指示をいたしております。

今後、こうした、先ほど課長のほうからも話ありましたが、やらなきゃいけないことがたくさん山積しております、こうした一つ一つ問題を解決しながら住民サービスの維持、向上に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（伊東盛雄君）

町長も膨大な書類と言われましたけど、明治23年以前の、めくって何人おるかということぐらい、そんな難しい作業じゃないと思います、私は。大体担当課長も明治23年というのは答弁即答できない。もともとやる気はないと私は判断します。この項はこれで終わります。

○議長（吉富 隆君）

答弁は要らんですね。質問終わりですか。（「要らん。次のある、次の」と呼ぶ者あり）

○町長（武廣勇平君）

この補足でございますが、この戸籍につきましては、本町において、年度で整理されているわけではございません。そうした実態があることを確認の上、先ほど申しました計画というものを作成を指示しているところでございます。

以上です。

○8番（伊東盛雄君）

戸籍についてはもう質問しませんけど、独居老人について、新聞配達の方をお願いして、新聞がいつも取っていないということで、何かぐあいが悪いという確認をすると、そういう新聞配達業者と契約して依頼をします。それからもう1つ、緊急通報システムは31名の方ですか、持っておるといってございますけど、一番問題なのは救急車、私、消防にかかったことがあるんですけど、救急車が行って、玄関のかぎがあかないと、そしたら消防署が窓を破って入るわけいかないと、そしたら警察を呼んで、警察官の立ち会いのもとでしか窓を破って入れないと、それで、そのかぎを民生委員が持っているか、隣の人が持っているか、そこまでちゃんとそういう手配をしてあるかどうか。これは包括支援センターの担当かと思いますが、その辺をちょっとお伺いします。

○福祉課長（岡 義行君）

先ほどの質問なんですけれども、まず、緊急のときにそこに入れるか、入れないかというようなことなんですけれども、これにつきましては、なかなか本人の同意なしでは破ったりというのは難しく、また、かぎを預かるというのもですね、個人情報等がありますので、なかなか難しいかなと思っております。

先ほど、新聞配達等で確認というような、全国的にもそういうふうなところの地区がある

みたいなんですけれども、これにつきましてもなかなか、都市につきましては、そういうふうなことも考えられるかもしれませんが、こういうふうな周りに知り合いがたくさんいるところというのは、そこそこお互いが見守りながらというのがいいかと思っております。

ちょっと回答になりませんが、以上で終わります。

○8番（伊東盛雄君）

例えば、電話は何かかけきるけど、119番はできるけど、玄関まで歩いていけない、はってでも行けないという急病人もおるわけです。そこで、かぎがかかると救急車が行っても救出がなかなか大変と。その場合に、民生委員なり、すぐ隣の人とか、駆けつけられる範囲の身内の人を持っているとか、そういうのをちゃんと把握を包括支援センターのほうでされているかどうか。それをされとったら、すぐ消防署、そういうときは役場に電話してくれとって、だれだれが持っているよということになるわけですね。だから、そういうところまで対応をされているかどうか、もう一度お聞きします。

○福祉課長（岡 義行君）

まず、地域包括支援センターの話が出たんですけれども、この件につきましてが、ことしの4月より社会福祉協議会のほうに鳥栖広域のほうから委託がされまして、ことしの4月、社会福祉協議会のほうで、今、運営をされているところなんですけれども、そちらのほうでそういうふうなかぎ等の預かりというのはないとは思いますが、ただその中で、そちらのほうの、例えば近所に親戚の方、お兄さん、弟さんがいらっしゃるというような情報的なものは把握はしていると思います。それを通じまして、そちらのほうに強行に入るかどうかというのを確認しながらいっていると思っております。

以上で終わります。

○議長（吉富 隆君）

8番伊東盛雄君の一般質問が終了をいたしました。

先に進みます。2番原楨和彦君、お願いをいたします。

○2番（原楨和彦君）

皆さんこんにちは。2番原楨和彦です。通告順に従いまして、3件ほど質問させていただきます。

第1件目といたしましては、滞納対策についてです。

先日、町民の方よりこんなお便りをいただきました。

「上峰町の財政状況は危機的状況にあると耳にしますが、何がどうなっているから危機的かわかりません。税の徴収にしても旧態依然で工夫、進歩がない。8、9月号の広報かみみねの行政報告の中に、現年度分の税の徴収率、総額で97.4%、未納額が2.6%あるということで、約32,000千円が新しく滞納繰越分になるということですね。前年度と比較しても未

納額は増額するばかり、誓約書、催告書を出しても納税しない者は即差し押さえをすると広報されていますが、実際どのくらいの財産、特に家、土地を差し押さえられているか。町で差し押さえ分、機構と一緒に差し押さえた分を公表してもらえないでしょうか。基山町を見習い、差し押さえを積極的にやらない限り徴収率は伸びないし、納税された方との間に不公平が生じ、納税意欲をなくします。昨年度は、不納欠損はありませんでしたが信じられません。それ以前は、かなりの額を欠損されていて、その後も滞納繰越分の徴収率は余り伸びてなく、未納額は増加しているにもかかわらず、危機的状況にあるといいながら徴収係は置かないし、危機意識がないのではと感じます。個人情報隠れみのに、公職にある人にまさか滞納者はいないでしょうね」というような内容でございます。

本当に町の厳しい財政状況を理解され、きちっと納税されている方と、滞納対策についてまで一般の町民の方から御助言いただきまして本当にありがたいことでございます。私たち議員も、行政と一緒に滞納対策を初め、財政健全化に向けた、なお一層の努力していかねればならないと強く感じた次第でございます。

といったことで、第1点目といたしまして、税、使用料の徴収状況はということで、厳しい財政状況の中、税金、使用料などの滞納がふえ続けていますが、徴収状況はどのようになっていますか。また、公職にある人に滞納はありますか。これ第1点目です。

2点目については、滞納処理と公表です。

県の滞納整理推進機構による今までの処理状況はどのようになっていますか。また、町としての滞納処理は、滞納の現状と処理について公表はできないものかと、第3点目といたしまして、今後の取り組みはと、多くの自治体でも滞納について苦勞されていますが、それぞれ工夫されておられます。滞納整理機構に頼ることだけではなく、我が町独自にできるものはないかお尋ねいたします。

大きく2点目でございます。町内道路の整備についてです。

1点目といたしまして、国道、県道の整備状況についてです。

町を通っている国道、県道の整備状況はどのようになっているかということをお尋ねいたします。

2点目に、町道の補修、改良などはです。

町道についても多くのところで舗装の傷みなどが見られます。この整備についての補修、改良などの計画があるかないかをお尋ねいたします。

大きく3番目といたしまして、場外舟券発売場についてでございます。

1点目は開設後の周辺環境はどのようになっているかということで、昨年11月に開設されたポートピアの周辺状況はどのようになっていますか。交通の沈滞は見られますか。交通事故は起きていますか。また、車上荒らし、空き巣等による犯罪等もふえていますかというようなことをお尋ねいたします。

2 点目といたしまして、周辺住民から苦情とか要望等が上がっておれば教えていただきたい。

3 点目といたしまして、同意書問題でございます。場外舟発売場の建設に当たり、同意する旨の書類、つまり同意書の提出について、町長は今後さらに調査していく必要があると前回の議会の中で答弁されております。その調査結果をお尋ねいたします。

以上で総括質問を終わりますが、あとは一問一答でさせていただきますので答弁のほどよろしくお願いします。終わります。

○議長（吉富 隆君）

滞納対策について、執行部の答弁を求めます。

○税務課長（白濱博己君）

2 番議員の質問の中で、まず、滞納対策として、1 番目に税と使用料の徴収状況はと、2 番目に滞納処理と公表について、3 番目に今後の取り組みはということだったと思いますので、順に私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まず初めに、21年度の決算での徴収状況を現年ベースで報告したいと思いますが、まず、個人の町民税につきましては、394,182,414円でございます、徴収率が98.4%でございます。法人の町民税につきましては、64,947千円でございます、99.4%の徴収率でございます。固定資産税につきましては、711,105,240円でございます、97.2%の徴収率です。軽自動車税につきましては、19,492,700円で96.3%の徴収率です。たばこ税につきましては申告制度でございますので、実績として58,814,202円、入湯税につきましては同じく1,439,050円でございます。総額で言いますと1,251,437,606円でございます、徴収率は97.8%でございます。

先ほど、議員さんの8月、9月の広報での数字は4月末現在でございましたけれども、現年度につきましては4月、5月も徴収がございますので、先ほどの数字が確定の数字でございます。それで、未済額といたしましては27,275,424円でございます、この滞納繰越分の徴収につきましては、21年度の1年間で18,511,641円の徴収をいたしております、徴収率といたしましては、滞納繰越分ですが17.8%ということで、前年比3.3%増は見ておりますが、まだまだということで理解しております。

3月末に不納欠損を処理させていただきまして、中山議員のほうで答弁させていただきましたが、国民健康保険税と合わせましての27,898,107円を不納欠損させていただきましたが、なお、未収額といたしましては、町税で合わせまして92,872,834円の未納があるというふうなことでございます。町全体で言いますと、国民健康保険を合わせますと、先ほども言いましたが、143,340,523円ということで、前年比からしますと約13,340千円の減ではございますが、これは不納欠損の関係でございますので、まだまだ大変な量でございます、今後につきましては本当に徴収に努力していかなければならないということで考えております。

佐賀県の滞納整理機構ということで、21年度からですか、昨年から県のほうに派遣をいたしまして、住民税を中心に徴収をやっておりますが、21年度につきましては、1年間で約8,410千円ほどの徴収の実績を見ておるところでございます。町で徴収した分につきましては、全体では23,000千円ほどございますんで、町単独で徴収した分は約14,630千円ほどであるということで御報告申し上げたいと思います。

ことし4月末に佐賀県滞納整理推進機構のほうに引き継ぐ前段といたしまして、予告書、引き継ぎますよという予告書を町内滞納者401名に出しました。その発送額といたしましては、滞納額は51,000千円ほどの大きな滞納額でございますが、そのうちに納付があったのが、そのときに約1割ではございますが、5,100千円の納付がございました。その後、内容を精査し、人ごと精査し、その後6月に滞納整理機構に92名と追加で14名ということで、住民税を中心とした徴収税額の約15,941千円ほどの滞納者を現在機構のほうに引き継ぎを行いまして、連絡を密にとりながら、徴収対策室のほうで徴収を行っておるところでございます、7月末現在で21,006千円（87ページで訂正）での徴収を見ておるところでございます。

今後につきましては、滞納整理機構と連携を密にしなが、差し押さえ等々も実施していきながらの徴収に努めて、職員の専門的知識の習得を重ねて、またあわせて滞納者へは町内外を問わずに常に連絡をとれる体制をさらに確立して納税相談なり、また誓約書の提出を行い、粘り強く接触していきながら、今後につきましても徴収に努めていきたいというふうなことで考えております。

それから、なお、先ほどの質問で、公職にあられる方というふうなことでございましたが、個人名につきましては差し控えをさせていただきますが、まず区長さんにつきましては、現の区長さんにつきましては滞納はありません。それから、議員さんにつきましては、申しわけございませんが1名の方に、若干21年度分の滞納ございますが、これは本人さんとも協議しておりますんで、もうほぼ完済する予定ではございます。それから、職員につきましては、七十数名の職員がございまして、1名でございます。それは分納誓約をしながら計画的に納税をされているということで、この件につきましても本人さんと約束をとっておるというふうな状況でございます。

続きまして、2番目の滞納処理と公表についてというふうなことでございますが、滞納者につきましては、納期限を過ぎまして二十日以内に督促状を発送しております。その後、電話催促をし、催告書を発送し、なおかつ連絡がない場合につきましては臨戸訪問し、出向いて納税相談はすると。そのほかに連絡がない悪質な滞納者につきましては、財産調査の上、最終催告書を送って差し押さえというふうなことでございますが、今までなかなかそういうところまでは行っていないところございまして、大変申しわけなく思っております。

町では、ここ二、三年前までは、滞納処分までは本当に先ほど言いましたように対応ができておらなくて、納税誓約書といたしまして、承認というふうな形で、5年過ぎても承認して

いるというふうなことで時効を極力抑えておったというふうなことでございました。20年度末までに184人、21年度は25名、22年度、ことしは8名ということで、今現在217名の提出をされて、分納をされておる状況でございます。そのほかに、県の滞納整理機構に別に48人が納税誓約書を提出をいただきまして、合わせて分納をさせている状況でございます。しかしながら、差し押さえという法的手段に踏み込みませんと、滞納者の意識がなかなか余り変わらない状況でございまして、本当に難しい問題ではあるかと思いますが、現状の打開が本当に必要不可欠だと思っております。

今までの状況を申しますと、平成19年度までに不動産、土地、建物が4件、それから、20年度は、県税との共同徴収もしてございましたが、県のほうで主体的に差し押さえをしていただく分が28件、その内容は預金が19件、生命保険が8件、年金が1件でございました。

20年度、町単独で差し押さえをした分が5件でございます。内容は預金が1件、生命保険が1件、年金が1件、不動産が2件でございました。

昨年、21年度につきましては、県の滞納整理機構で10件、その内容は預金が5件、生命保険が3件、年金が1件、不動産が1件でございました。町単独では、不動産の差し押さえを1件行っておるところでございます。

22年度以降につきましては、4月以降の滞納整理状況を申し上げますと、佐賀県滞納整理機構として、県に引き継いだ滞納者の預金、預貯金、生命保険の契約等々の調査を行っていただいておりますが、7月から個々に訪問し、徴収並びに納税誓約書の締結を行いながら、分納を開始されておるところでございます。随時、最終催告書を発送して、差し押さへの準備を行っていただいております、7月に不動産2件、給与差し押さを1件、8月に預金差し押さを1件、預金につきましては即座に換価をいたしております。

町の対応といたしましては、先ほど言いましたように、4月に401名に催告書を送付いたしまして、5月中に国保を中心に健康増進課さんと一緒に共同徴収を行っておるところでございます、約6,000千円ほどの徴収を行っておりますが、一部に納付誓約の締結とともに分納を開始しておるところでございます。

先月8月27日に滞納者30人を抽出いたしまして、町単独で財産調査を実施し、9社の金融機関、銀行さん等々ですね、それから15社の生命保険会社に財産調査を行いました。9月10日を期限ということで、まだ全部は来ておりませんが、今来ておる状況でございまして、その結果を踏まえて差し押さを、金銭の差し押さを積極的に実施する予定ではしております。

また、町外の転出者につきましても、滞納者13人に各市町の税務課のほうに実態調査を実施しているというふうな状況でございます。

固定資産関係でございますと、7月と9月中旬に不動産の差し押さを2件ということで先ほど申しましたけれども、国民健康保険では、8月に先ほど言いました預貯金を差し押さ

えをしているというふうな状況でございました。

また現在、法人の大口の滞納もおりますので、現在分納中ではございますが、状況によっては今後差し押さえをするというふうなことで進めておるところでございます。

次に、滞納整理の公表というふうなことでございました。

昨年、町の広報紙に差し押さえの状況なり内容、件数等々を二、三回ほど掲載しておりますが、今後につきましても、広報紙の次回号、10月号、11月号に掲載する予定ではございますが、税の個人情報保護の、税情報の保護の観点で、氏名等、金額等々についてはできませんが、税の徴収負担の公平性と納税意識の高揚と徴収率の向上のためにも、今後、町民の皆様方にお知らせを積極的にしていきたいというふうなことで考えておるところでございます。

それから、3番目の今後の取り組みというふうなことでの御質問であったかと思いますが、今、固定資産関係でこのところ滞納が増加をしてきております。景気の低迷と所得の伸び等々で納めきれない個人も企業もふえているのが現状でございます。平成21年度で約20,090千円ほどの滞納があり、累計では約68,350千円の滞納分がございます。比率でございますと47.6%でございます。

固定資産があつての滞納につきましては、不動産に何がしかの抵当権等々がついていることが多いケースがございますが、差し押さえというのは、その目的は一時的に担保の確保でございます。また、最終的には、換価による租税の債権の実現でございます。今後は、避けて通れないものでございますので、できる限り行っていきたいというふうなことで考えておるところでございます。

今、県税で徴収を行っていただいておりますが、県に呼び出しを、県から呼び出しをされますと、個人的に驚くような方が素直に出向いて来られるそうです。私どもが幾ら通知、お願いをしても来ない方が来られるということで、本当に滞納処分を前提としている県税の大きなネーミングがあるかとも思いますが、一方、町は今まで本当に差し押さえ等々できるものをしなかったということで、一部にはなめられている——言葉は悪いんですが、なめられているというふうな感じも強くする昨今でございます。

先ほど基山町の例を議員さん挙げられました。基山町は、ちゅうちょせずに差し押さえを行っている聞いております。徴収率も県内トップクラスで、私ども職員間等々で話しますが、職員の体制も整っているかと思いますが、ちゅうちょなくやっておるというふうなことでございます。

先ほど申しました財産調査も、私どももできるだけやっていながら、不動産もですけれども、金銭の財産調査が事務的にはスムーズにできるものですから、今後はそういう方向を進めながら全体的にやっていきたいと考えております。

しかしながら、現在は徴収部分の係がなく、賦課と徴収の兼務状態でございます。通常の

異動業務と、それから、年末から新年度にかけましては申告準備なり申告なり、賦課の事務がありますので、手いっぱいではございますが、徴収がおろそかにならないことで頑張っていきたいというふうなことで考えております。

なお、町の独自の施策といたしましては、先ほど言いましたように、今税務課内で専門部署の設置の協議を検討しておるわけでございますが、それとあわせて、今までにしていなかった分を、今後につきましては、職員の意識改革、また専門的な研さんも含めて努力していきたいというふうなことで考えておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。長くなって申しわけございません。

○議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。2番原楨議員の一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩をいたします。休憩。

午前11時55分 休憩

午後0時57分 再開

○議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

執行部の答弁からお願いをいたします。

○建設課長（江崎文男君）

私のほうからは、税、使用料等の徴収状況はということで、まずは住宅使用料及び下水道使用料について答弁をいたしたいと思っております。

原楨議員からの1番目の質疑で、税、使用料等の徴収状況はということですけれども、住宅使用料につきましては、現年度調定額といたしまして48,621,200円に対しまして、収入済み額46,680千円で徴収率が96%でございます。滞納繰越分につきましては、調定額10,051,146円に対しまして、収入済み額1,358千円で、徴収率といたしましては14%でございます。同昨年度につきましては9%ということで、若干の徴収率が上がっているところでございます。収入未済み額といたしまして、現年分1,941,200円、繰越分8,693,146円で合わせまして10,634,346円でございます。

続きまして、下水道使用料につきましてお答えいたします。

御存じのとおり、平成18年より佐賀東部水道企業団へ徴収委託を行っておりまして、現年度調定額といたしまして122,646,787円に対しまして、収入済み額120,649,800円で、徴収率といたしましては98%でございます。しかしながら、6月以降の企業団からの振り込み分を

入れますと、現在徴収率といたしましては99.9%になっております。滞納繰越分につきましては、調定額4,285,229円に対しまして収入済み額1,614,757円で、徴収率といたしましては昨年同様、約38%でございます。収入未済み額につきましては、現年度分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、企業団のほうでほぼ全額徴収されています。よって、今現在の滞納繰越分の収入未済み額はほとんどが平成17年度以前の分といたしまして2,670,472円あります。これにつきましては、職員が毎月出向いて訪問をしながら徴収を今現在行っているところでございます。

続きまして、2番目の御質疑の滞納処理と公表についてでございます。

住宅の滞納者につきましては、町営住宅家賃滞納整理事務要綱により事務処理を行っているところでございます。その中で、不正滞納者につきましては呼び出し並びに訪問をし、明け渡しを前提とした指導を行っております。また、保証人に対しましても同じように呼び出し並びに訪問を重ね、連帯保証の履行に努めておるところでございます。

下水道使用料につきましては、滞納処理ということで、先ほども申し上げましたとおり、平成18年度より東部水道企業団のほうに徴収委託をしております。また、使用料についての公表につきましては、先ほど税務課長も申したとおり、個人情報保護の観点から使用料につきましてもできないと考えております。

続きまして、3番目の今後の取り組みということですが、不正滞納者に対しましては明け渡しを前提に今後も指導をしていきます。また保証人につきましても、連帯保証人としての債務の履行責任を追及していきます。しかしながら、この不景気により、リストラ等により職を失われ、また収入減の方も見られるようでございます。そのような方につきましては、使用料の安い別の檜寺住宅とか、そのような形で、基本的には住宅から住宅への移転は認められませんが、収入が著しく下がった方につきましては、家賃等の安い住宅への移転を積極的に要請するのも一つの考えではないかと思っております。

以上です。

○住民課長（福島日出夫君）

私のほうからは保育料徴収状況について御説明をさせていただきます。

調定済み額が平成22年8月までの分でございますけれども、これが22,024,100円でございます。収入済み額が20,982,100円でございます。収入未済み額が1,042千円で徴収率が95.3%となっております。

保育料の徴収につきましては、滞納分の早期徴収並びに新たな滞納者を出さないよう自宅訪問による催促を行っていき、また、子ども手当からの徴収の催促も行ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

○教育課副課長（高島和則君）

滞納対策についてということで、私のほうから学校給食費について申し上げます。

給食費の過年度分につきましては、平成21年度ベースで調定額の2,061,600円に対しまして、収入額が130千円、現在までの収入未済み額が1,931,600円で徴収率は前年7%になっております。未納者の滞納につきましては、機会あるごとに徴収に出向き、督促状の送付、未納者からは給食費納入分納誓約書もとり、長期滞納者につきましては教育委員会へ呼び出し、協議をしている現在であります。

今後の取り組みにつきましても、個別徴収を徹底的に行い、未納者の減少に努力したいと思っております。

以上、答弁を終わります。

○2番（原楨和彦君）

滞納問題につきましては、私も議員になって4年目を迎えておりますけれども、過去6回、今回で7回目ぐらいになると思います。皆さんが努力されていること、ずうっとお聞きしております。しかし、改善がなされていない。そこが大きな問題だと思うんです。特に、公職にある人に滞納があると分納誓約もすぐ納まるというようなことですが、この問題についてはやはり町民に対してでも率先して、こういった滞納を起こしてはならないと考えます。このことについてどうお考えですか。

○町長（武廣勇平君）

2番原楨和彦議員の御質問にお答えします。

公職にある方が滞納をされているということで、私も同様、こういうことはあってはならないと、特に公職にあられる方は町民の方に姿勢を見せていくべき存在だと思いますので、こうしたことがなきように努めていただきたいと思いますし、私からも直接御本人に指導をしていきたいというふうに思います。

○2番（原楨和彦君）

この件につきましては、今町長言われたとおり、早急な解決をお願いいたします。

続きまして、一般会計、国民健康保険特別会計あたりでの不納欠損、それから収入未済額について。

私、資料を持っている限り、ずうっとさかのぼって一般会計の不納欠損については、平成11年度の決算から平成21年度の決算まで不納欠損が129,042千円と、そして、収入未済額がずうっと不納欠損に基づいて落とされて、今年度で92,873千円というようなことで出ておりますけれども、これに国民健康保険の特別会計、不納欠損が同じく11年度からでございまして65,519千円、21年度末の収入未済額が50,468千円と、これだけ合わせてでも結構な数字になります。それに農業集落排水特別会計、これにおいても18年度以降に不納欠損が生じております、4,282,780円。言われていたとおり、17年以前の収入未済額の残りが5,067,459円というような状況です。これすべて合わせますと、不納欠損で198,843千円余りと、収入未済

額もこれに後期高齢者の特別会計まで含めると148,590千円余りと。これだけの不納欠損、収入未済額が出ております。この数字に対して、町長並びに企画課長、税務課長、どうとられて、どう対処していかれるか、お尋ねいたします。

○企画課長（北島 徹君）

不納欠損につきましては、るる税務課長から御説明がっておりますが、その事務の一つとして執行をしているものと思っておりますが、それが多額に及んでいるということでこのような状況になっていると思っておりますので、基本的には不納欠損がないというのが本当だと思っておりますが、諸事情で何らかの数字が発生するというものはやむを得ないと思っておりますけれども、それを極力少なくしていただくように、今後ともその担当課のほうで御努力をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（吉富 隆君）

執行部の答弁を求めたいんですが、2番議員からは町長にお願いがなされておりますので、町長のほうから御説明方をお願いしたいと思っております。

○町長（武廣勇平君）

不納欠損につきましては、今後ともさまざまな自治体のよい先例というものを見させていただきながら、また、ことしも講師の方、滞納徴収カウンセラーの先生をお招きして指導を受けております。さまざまな御経験に基づいた手だてを私どもも担当課と一緒に勉強させていただいておまして、また、さきの佐賀市において滞納のためのシンポジウムと申しますか、講演会がございました。そこでもさまざまな御指摘、手だてを勉強させていただいたわけでございます。

今後とも、そうした手段を本町においても実行していきながら、滞納対策強化に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○税務課長（白濱博己君）

滞納対策ということで議員からのおしかりをということで、身の引き締まる思いでございます。21年度の滞納繰越額は御存じのとおり143,340,523円ということで膨大な数でございますし、また、今までの不納欠損を私も私なりに調べをしておりますが、全体で町税と国民健康保険合わせますと198,800千円ほどということで、本当に議員さんのお調べのとおりでございます。不納欠損につきましては、先ほどの答弁で申し上げましたとおりに、時効というふうなことで制約がございますので、地方税法の18条関係ではございますが、不納欠損にならないような努力を今後、全力でしていかなければならないということで私も思っております。

滞納繰越金の徴収につきましては、私が先ほどの答弁で県税の徴収額が、7月末で多分2,106千円と私は答えたと思っておりますが、ひょっとしたら21,006千円と答えているということ

も、私もちょっとはつきりわかりませんが、もしそうだったら訂正しまして、7月末の滞納繰越金の県税での徴収は2,106千円でございます。それで、今年度になりまして、6月と7月、8月ということで、滞納繰越分の徴収を町一丸となって、県税とは別にしておりますが、6月では3,610,457円の徴収、7月では3,216,096円、8月では3,026,348円ということで、合計約9,852,901円ほどの徴収を見ておるところでございます。8月末というふうなことで、合わせましたところでは11,800,292円の徴収金額を見ておりますが、先ほどの140,000千円強の、徴収率でいいますと8.2%ぐらいしか今のところ取れておりません。昨年の徴収では17.8%でございますが、半分強はいつておりますが、残りの歳月にかけてはそういう徴収に全力を挙げたいと、滞納整理処分も含めて徴収をしたいというふうなことで考えておるところでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（吉富 隆君）

2番原楨議員の一般質問の明確な回答ができていないと、町長初め、2人の課長さんにおいては、もう少し具体的な対策をきちとした形で答弁をしていただかないと、これはできない。

それと同時に、今、間違っていたら訂正をと、本議会においてそういうことができるわけないでしょう。執行部の方はもう少し自分が言うたことには責任持って対応していただかないとできないです。僕はそう思います。大きくこの滞納問題は取り上げられておられます、議員の皆さん方からですね。そういうことぐらい十分に認識した上で御答弁をしていただくようお願いをいたします。

○2番（原楨和彦君）

先ほどの質問については、不納欠損がこれだけありますよ、滞納が累積でありますよと、これに対してどう対処されているかを聞きとうございました。数字的なことは結構でございました。

それで、またお願いいたしますけれども、この中において私は滞納の処理及び公表ということで次は移らせていただきます。

これについても課長のほうから丁寧なる御説明をいただきました。

ところで、この滞納の処理をやった実態並びに滞納の状況というのはどこまで公表できるかということをお願いしたい。

それともう1つ、行政報告等の中にある悪質な滞納者、この悪質な滞納者というものに対しては、どういった定義のもとに悪質な滞納者であると格付をされているか、お尋ねいたします。

○税務課長（白濱博己君）

議員御指摘の滞納整理の公表というふうなことでございますが、もちろん私、先ほど答弁

しましたが、氏名なり、その金額等々につきましては、個人情報保護というふうなことで、守秘義務ということで御勘弁願いたいと思っておりますが、また、できないと私解釈しておりますが、今まで例えば、差し押さえ等の内容等について何件というふうな内容なり、そういったことについて、今後も継続してお知らせをしていきたいというふうなことで考えておるところでございます。

それと、悪質な滞納者というふうな定義でございますが、世間一般ではございますが、明確な定義は私も持ち得ておりませんが、例えば、納税のお願いなり通知をしたときに返事が来ないと、呼び出ししても来ない、期限を過ぎたらもちろんそうですけれども。ただ、内容は、派手な生活なりとか、それから、税金以外では、ほかに華やかな生活と、そういったことも含めて悪質というふうなことで私は呼ばせてもらっておりますが、明確な定義は私も持ち合わせておらないと思っておるところでございます。

以上でございます。

○2番（原楨和彦君）

悪質な滞納者ということの定義もないと、これはおかしいんですよ。きちっとやはり、例えば、電話や文書催告をしても応じない人とか、家に行っても訪問しても納税の意思を示さない人とか、納税の約束をしておきながら約束を破るとか、行政に対する不満を理由に納税を拒否する者とか、また、公職にありながら滞納している者とか、そういったもろもろの基準を設けて、課長が変わればその基準が変わるようなやり方ではだめですよ。そういったきちっとした基準を設けてやるべきだと。こういったものに当てはまる人については、やはり悪質な滞納者として上げてもいいけれども、そういった基準もなく、自分の思いで悪質とか悪質でないとか、それはやはり不公平になります。

それから、今ずっと言われておりますけれども、公表はどこまでできるかということで、皆さん氏名の公表はできませんと、個人情報保護条例のもとに。では、できる方法があればやる気持ちがあるかないかをお尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

2番原楨議員の質問にお答えします。

できる方法があればやるつもりがあるかということですが、仮定の話ですけれども、できれば、そのできる方法というものを教えていただきたいと思っております。私どもも個人情報を預かる以上、その責任がございまして、あらゆることを公開するというわけにはいきません。そうした状況の中で行政は運営されているというふうに御理解いただきたいと思っております。

○2番（原楨和彦君）

私ずっとこの問題について、さっきも言いましたように、数年間かかってどうしたら滞納を減らすことができるかというようなことでやっておりますが、その中において、これはできるんですね、氏名の公表等は。できます。ただ、我が町の条例で特別措置とか、そういっ

た条例を定めればできます。やっているところがあります。平成16年8月1日から条例を定めて、氏名等の公表を施行している自治体があります。皆さん調べておられなければ、私ここで全部言いますので。だから、言ってよろしいですか。

そういったところがありますので、調べておられるか、また、調べていなければ調べてでもやられるか、お尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

繰り返しになりますが、そうした状況をまず教えていただければ、その後、行政として対応を内部で検討していきたいと思います。

○議長（吉富 隆君）

行政が調べてやるかどうかという質問ですから、（「いや、もうお持ちなんでしょう、相手を」と呼ぶ者あり）いやいや、質問の内容が、行政がそういうことを調べて、やるかやらないかというのが2番議員の質問ですから、それにお答えください。

○町長（武廣勇平君）

失礼いたしました。ちょっと質問の趣旨を勘違いしておりましたけれども、行政として、そうした状況がある、まちがあるということであれば調べて、内部で調べていきたいというふうに思っております。

以上です。

○2番（原楨和彦君）

調べていただくまでは結構ですけれども、これは大変なことです。調べてでもそこまでやって滞納対策に取り組むかをお尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

滞納対策を強化するということは必要なことだと思っております。調べた上での対応は仮定の話なので、今現在発言は控えさせていただきたいと思います。今後、そういった状況のあるまちを十分に調査して検討していきたいと思っております。

以上です。

○2番（原楨和彦君）

私が調べた範囲で申し上げてよろしいでしょうか。

じゃ、どこということは別にいたしまして、氏名等の公表というところで、これはあるまちの滞納対策の特別措置の条例なんです。大変な年数かけられてやられております。

納税に誠実性を欠く者に対しては、条例に基づいて滞納審査委員会が滞納者本人から滞納に至った理由等を聞いて、その内容を踏まえ滞納審査会が氏名等の公表の是非について独自に判断して、その結果、町長に対して「氏名等の公表もやむなし」との答申があった場合は、氏名等の公表が実施されることとなりますというようなことで、また、そういったところの広報紙においても、やはり特別措置による強化策ということで、きちっと広報紙でも広報を

されて、氏名の公表等ができるような条例を定めてあります。

だから、氏名の公表をしなさいということじゃなくして、こういった形で、もういよいよ、幾ら言っても、差し押さえ云々についても無理のような場合については、当然、氏名の公表をやりますよというようなことをやっているまちがあるんですよ。私が調べる前に税務課長さん、あなたたちが滞納対策をどうするかということであれば、あなたたちが調べて、こういったことがあるからと。当然、議会としても、これだけの滞納があれば、特別調査委員会をつくってでも行政に協力するべきだと考えます。そういったところについて、町長ぜひ、しっかりとした氏名の公表をしてでも滞納対策に努めますよと。

これは1つの例なんですけれども、学校給食の問題。これが私会計になったら100%納まっているんじゃないですか。そういったもろもろのことを考えれば、法の整備をして取り組むべきだと思います。そこについて、もう一度お願いします。

○町長（武廣勇平君）

繰り返しになりますが、先ほど申し上げたとおり、そうした事例を内部で調査していただき、また、法律的観点からも調査を重ね、議員の御提案のような取り組みの事例も検討しながら、今後対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（原楨和彦君）

これは最後になりますけれども、滞納の年度別でも、ことしも結構ふえております。前年度が23,239千円余りと、今年度については39,557千円と、国保税まで入れたところで三税と。これについてはまあまあ、今まで報告があっただけなんですけれども、その後に滞納の延べ件数、延べ件数なんですよね。これ平成20年度までには393件の分が、21年度は1,103件、約2.8倍、これはどういったことですか、お尋ねします。

○税務課長（白濱博己君）

滞納繰越額の滞納額の件で、金額及びその件数ということだと思いますが、平成21年度分の件数にいたしますと、御承知のとおり、1,103件でございます。前年からしますと大幅な件数の伸びということでございますが、この件につきましては、固定資産税がふえているというふうな状況で、今、固定資産税につきましては、前の答弁にも申し上げましたとおりに、住宅の固定資産なり、土地も含めてですけれども、滞納がふえております。というのも、住宅ローンの借り入れでの返済なりということで滞って、税まではなかなかおぼつかないというふうなことも聞き及んでおります。しかしながら、それに憶することなくお願いはしておりますが、滞納額が21年度はふえているということでございます。主な原因は、固定資産関係だと思っております。

額なり件数が伸びたというふうなことで、数字的なことじゃなく、内容はというふうなことでございますが、具体的になるかどうかわかりませんが、今現在の不景気なり、個

人消費の低迷なり、所得の減収なり、リストラなり、離職ということで、今現在の状況では個人の納税の意識が低いというよりも、納税をし切れないような状況になっているんじゃないかというふうなことで私は認識しております。しかしながら、期限内の納期なり、また徴収につきましては、あわせて納税をお願いしていきたいというふうなことで考えておるところでございます。

以上でございます。

○2番（原楨和彦君）

この件数については私も驚いております。ということが、滞納整理機構のほうへ頼り切っているんじゃないですか、向こうに件数を上げて持っていけば、そちらがやってくれるというふうなことで。だから、平成21年から22年にかけて滞納整理機構ができて、そこに、もううちででけんとは向こうに全部書類をやればというような安易な考えはないとは思いますが、そういったところが出ていないか。

それと、特に滞納整理推進機構においても、県民税、住民税については力を入れられるようですけれども、固定資産税については滞納が伸びていないと。滞納の徴収率が逆に下がっているんじゃないですか。住民税については上がっているけれども、固定資産税については下がっているんじゃないですか。そして、住宅ローンの返済云々で固定資産税の滞納件数がふえているとあなたたちが言われますけれども、預金を差し押さえされているんですよね、貯金はしても税金は払わんと、ですよね。だから、氏名の公表に踏み切ってもやるべきだとはそこを言っているんですよ。そういったところにおいて、この約2.8倍にまでもふえた滞納件数について、どう対処していかれるか、もう一度お尋ねいたします。

○税務課長（白濱博己君）

佐賀県滞納整理機構につきましては、昨年、21年度からの設置で3年間というふうなことで県のほうで決められておるところでございます。その間、上峰町からは昨年、それから、ことしと1名を派遣し、税の徴収をしております。ただ、県のほうに上げるのが引き継ぎ予告書を送付し、納付をしなかった方々、悪質という定義が先ほど議員さんのほうから御指摘がございましたとおりに、期日前の納付がない、約束しても返事がないというふうなことににつきまして、内容を精査し、県のほうに上げております。そのことではございますが、私どもは県のほうに上げる方は、普通よりも住民税を中心とした、言葉は悪いんですけども、なかなか言うことを聞いてくれないような方々というふうなことでございますが、私ども頼りきっているというふうな状況ではございません。先ほど言いましたように、県のほうで知識を習得し、また帰ってきて税の滞納処分も含めてのそういう知識を習得し、また帰ってきて、それを税に生かすというふうなことも主眼に置いておりますし、滞納につきましては町独自でも徴収をしておることではございます。固定資産だけの徴収につきましては県のほうでは上げられませんが、町のほうで独自に、先ほど滞納整理も含めての差し押さえを今後につい

でも努力をし、ちゅうちょなくさせていただきたいというふうなことで思っておるところで
ございます。

以上でございます。

○2番（原楨和彦君）

この件については最後にいたします。

今後の取り組みについてでございますけれども、いろんなことで当初言われました。私は、
税務課の徴収についての強化をということで、1つ提案をさせていただきたい。

町長は、平成23年度に向けて機構改革を計画されております。これは、さきの議会でも総
務課長のほうから答弁いただいておりますので。そういった機構改革の中身も踏まえて、徴
収業務、差し押さえなどを専門的に行う、例えば滞納対策室の設置とか、また、専門的な知
識が必要であれば、国税局等のOBなどのプロであった人を雇ってでも滞納対策に当たるよ
うな組織、徴税に当たる組織。それと、少なくとも税務課内に徴収を専門とする徴税係を置
くとかということをご提案したいんですが、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、御
答弁お願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

議員の御提案も検討しながら、来年度の機構改革、限りある人数の中でどう職員を配置し
ていくかということを考えていかなければいけません。

先ほど申されました滞納徴収のそうした組織につきましても、さまざまなかの課におき
ましても、職員が不足しているという現状がございます。よって、より早い段階で機構改革
をやっていかなければいけない、その際は議員にも御協力をいただきたいと思いますというふう
に思っております。

以上です。

○議長（吉富 隆君）

町内道路の整備について、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（江崎文男君）

私のほうからは町内道路の整備についてということで、2点ほど質疑が出ています。

まず1点につきましては、国道、県道の整備状況はということについてお答えいたします。

まず、国道の状況ですけれども、本町におきましては、国道34号線が御存じのように通っ
ております。国道34号線につきましては、国道34号線（鳥栖～神埼間）整備促進期成会とい
うのを立ち上げまして、鳥栖市、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町、神埼市の4市町で、今現
在、各市町の要望活動を行っているところでございます。本町につきましては、その34号線、
切通交差点及び歩道整備についてということで要望を行っております。要望内容につきまし
ては、福岡にあります国交省の整備局、それと国のほうの直接あります国交省の本省及び国
會議員さんあたりへの要望活動を行っているところでございます。

進捗状況といたしましては、現地の立入調査、測量の地元同意のため、説明会を平成21年11月に行っております。先般、町長が佐賀国道事務所に出向き、所長との懇談の中で、この地区の実情を理解してもらうため、国道事務所と町、そして地区との意見交換会の場を設けることになり、現時点といたしましては地区との調整中であります。

続きまして、県道につきましては、町内5路線の県道が通っておりまして、今現在事業として動いているのが県道神埼北茂安線であります。この県道につきましては、上米多工区が平成21年10月に完成し、供用しております。

現在、工事区間といたしましては、上峰町九丁分の江迎工区、みやき町江口工区が平成25年度の開通に向けまして事業が動いているところでございます。本町におきましては、加茂の交差点を挟んで中村地区、下坊所地区が現在残っておりまして、両地区につきましては説明会をされた経緯があります。今現在、事業を起こすためには、地区の9割の同意が必要とされ、この新しい下坊所、中村地区についても同様に、地区の同意の9割が必要ということになっているようです。よって、両地区につきましては再度説明会を行うよう、県と調整を図っていきたいと思っております。

続きまして、町道の改良、補修についてお答えいたします。

町道の改良及び補修等については、今現在、町道に対する改良、補修等に関する要望書が、12地区から23カ所の要望が要望書として上がっております。中身的には道路の新設等の単独事業としては非常に困難な案件もございますが、内容的に一番多いのが道路側溝等の整備の要望でございます。その大半が要望にこたえられていないのが現状でございます。

また、町単独の継続的な事業も財政的に困難な中で今現在とまっているのが実情でございます。予算的に見ますと、道路維持費の予算が平成16年より急激に落ち込み、現在では10年前に比べ工事請負費は約15%弱に落ち込んでいるような状態でございます。

そういう中で、今年度につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金により、11カ所の側溝の改修工事を発注しているところでございます。町道につきましては舗装の補修、危険箇所の防護さくの設置、またはゲリラ豪雨に対応できる側溝整備等のように、幅広い事業が地区から要望書として上がっておりまして、要望書以外にも山積しているのが現状でございます。

今、財政的に困窮している中、これからは緊急性を図りながら、総合的にこのような要望、または積み残した事業において計画的にやっていく必要があると思っておりますので、それを総合的に見詰め直し、計画書づくりをしていきたいと思っております。

以上です。

○2番（原稔和彦君）

この件につきましては、もう時間がありませんので、また次回あたりに引き続きと思います。

次の舟券発売場のほうについてお願いしたいんですが、議長さんよろしいでしょうか、お願いします。

○議長（吉富 隆君）

場外舟券発売所について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

2番原楨和彦議員の御質問にお答えします。

場外舟券発売場について、開設後の周辺環境はというのが1つ、また、周辺住民からの苦情、要望等はこのことをございますが、あわせてお答えさせていただきたいと思います。

これについては、開設後の周辺環境、私個人としましても、今確認していることだけでも、例えば、これは議員さんからの御指摘もございましたけれども、車のウインドーガラスが割られ、回転灯が割られたという実情も現に発生しておりますし、入り口付近にお住まいのお宅の前に、何というんでしょうか、舟券の申請書ですか、チケットと申しますか、券が40枚程度お宅の前にばらまかれていたというようなことも聞いております。私が把握しているだけでこのような確認ができておまして、実際はもっと多くの案件があるのではないかと推察するところをございます。そうした苦情、要望等が私に寄せられる場合において、みやき町に環境委員会というものがございますので、ここには直ちに要望を行っております。

また、前回の議会で中山五雄議員から御指摘を受けました、わらの乗った車の話ですけれども、これにつきましても当該担当部局からみやき町のほうに連絡をさせて、みやき町のほうでは既に把握されており、しかるべき措置をとられている、対応をされているというふう理解をしておるところをございます。

また、済みません、同意書の問題は、先ほど5番議員にお答えしたとおりをございます。

以上です。

○2番（原楨和彦君）

今、苦情とか、そういったところについては、車を荒らされたとか、券のばらまきとかというような被害が出ているというようなことで、それともう1つ、直接住民からの町に対して、こういったことだからというような要望、苦情等はないということでしょうか、お願いします。

○町長（武廣勇平君）

今申し上げた話は、直接住民の方から私が受けた、町として受けた苦情です。書類的に地区の要望等が上がってきているというわけではございません。

以上です。

○2番（原楨和彦君）

競馬場の開設当時あたりについては、近くの一帯あたりで空き巣とか、そういったいろんな犯罪というのも耳にしておりました。今のところ、そういった空き巣、また車上荒らして

かね、車を傷つけたりは出ていますけれども、車上荒らしで家の駐車場に置いている車から物が盗まれたというようなことはないようでございますが、そういったもろもろの中において、やはり地区住民が安心して安全に暮らせるためにはどうしても私たち行政、議会あたりが力を合わせてやっていかなければならないものだと考えます。

そういった中において、先般、同僚議員2名と意見書というものを持ってみやき町のほうに行かれておりますけれども、これ町長、4月7日の件です。みやき町の末安町長に意見書を持って行って上峰町の立場として意見を言われたということでございますが、できればその意見書を見せていただくわけにはいきませんか、お願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

意見書につきましては、後日、原楨議員にお見せしてもよいと思っております。これは、補足しますと、中山五雄議員と伊東議員と、当初は吉富議長、岡副議長と同行する予定で私はおりましたけれども、ちょっと所用があったということで、吉富隆議長、岡光・副議長さんも後日みやき町のほうにお伺いさせていただきまして、同じ意見書を提出させていただいております。

○2番（原楨和彦君）

言われるとおり、意見書等を持って行って、いろんな話をされているということでありながら、私たち意見書も見していない、そこに立ち会ってもいない議員には何一つわかりません。だから、どういった話をされて、どういった意見書ということで、できれば議員の皆様にもぜひお目通しをさせていただきたいと思えます。

それから、同意書の問題でございますけれども、きょうも出ておりました。この同意書というものを私、舟券発売場建設に当たり、その申請書類に隣接町の同意書が必要であるということであれば当然、その申請書類に添付されていると思えます。それが、みやき町が出したものであるか、あそこの運営会社の株式会社ウエルビジョン九州が出したものであるか、出した先については唐津の競艇場であるか、市役所であるか、それとも船舶協会になっているか、そこら辺を教えていただきたいと思います。（「2番原楨議員、もう1回説明ばしてもらえんですか」と呼ぶ者あり）

同意書に印鑑を押しているか押していないか、大変重要なことだというようなことで、今回も町に諮らなくてやっていけばというようなことがずっといきさつあっておりますけれども、申請書類にこの同意書をつける必要性があったかないか。それは、みやき町が申請しているものか、ウエルビジョンがしているものかが第2点目ですね。3点目として、その申請を受けとったところはどこか、それを教えてください。

○町長（武廣勇平君）

2番議員がおっしゃっていること的前提は、同意書があったということが前提になっております。みやき町の町長さんが佐賀新聞社の取材に応じられて、町に対して6回説明をされ

ているという報道が出ました。私ども上峰町としましては、この同意書について今調査中でありまして、先ほど5番議員に答弁したとおりでございます。

また、地元の切通、井手口の人たちの心情からしてみれば、この同意書の効果というものは、議員おっしゃるように、法的には必要ないのかもしれませんが、ずっとこれまで説明してきたとおり、道義的には説明責任があるんじゃないかという御意見があるのが現在でございます。よって、5番議員にお答えしたとおり、今後調査を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

○2番（原楨和彦君）

町長言われるとおり、調査をするにしても、これは申請書類に同意書が必要であれば、当然受け取ったところにあると思います。情報公開の請求をして、その同意書を見せていただければ一目瞭然だと思います。

だから、そういった手続を早くしてくださいと。私は、あればの仮定の話はしておりません。それが必要で、調査をすると町長は言われておりますので、早くやってくださいよと。当然、隣接町の同意書が必要であれば、それなりのことで、うちのほうも同意書を出したからには文書が残っているはずですよ。それも内部調査の段階ではないと思います、あると町長は言わんけん。だから、そういったところでいつまでも長引くぎんたよ、町民同士、疑心暗鬼になつとですよ。ね、町長。町民が、だれが出したやろうか、出す人というぎ町のトップか議会のトップしかおらんとですよ。ほかの一町民が出したっちゃ何の役にも立たんけん、同意書といっても。だから私は、町を代表するような人の疑いがあるということですから、早く調査をして結論を出してくださいよと、そうしなくては、町長がいつも言う「上峰町を一つ」ということは、こういった問題が長引けば長引くほど、町民同士、疑いの気持ちを持つわけなんですよ。だから、早く解決をしてくださいよと。それには、そういった書類が必要であれば、当然申請書に添付されていると思いますので、それを情報公開請求かなんかで取り寄せて、はっきりと結論を出していただきたいと。あります、ありませんということ。いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

これもちょっと誤解があるようですが、同意書ということよりも、みやき町長さんは過去にわたって説明を求めてきた経緯の文書があるというふうに言われておったと記憶しております。その文書がおっしゃるように、申請上、上がっていなければ、必要のない書類だったと、そしたら、そういう必要のない書類は当該地区への説明をしていないという状況を――失礼しました。私が言いたいのは、その書類は同意書があれば説明の必要がないと――ちょっと済みません。当該地区の住民の皆さんはとにかく、この説明がなされていないんじゃないかということに対して大変な懸念を持っておられます。これは道義的に説明が必要だとい

う観点で、こうした6回にわたる説明の経緯の文書があると、みやき町長さんが報道等と言われておりますので、そういう文書があるかないか調査をしているところでありまして、住民の方からすれば、そうした文書があれば大変遺憾に思われると思いますし、私どもとしても、そうした住民の心配がある以上、調査を早急に、おっしゃるように、5番議員にも申しましたけれども、早急に進めていきたいというふうに思っています。失礼しました。

○2番（原楨和彦君）

前回は、同意書に判を押した者がいないかというようなことで町長は調査をされているんですよ。そこを聞いているんです。

以上です。教えてください。

○町長（武廣勇平君）

私は、5番議員が前回の議会で説明された質問に対してお答えしたのは、公用の公印を押したものはございませんと申しました。ただ、みやき町長さんも言われているように、6回の説明をした経緯があるということで、公文書になっていないそういう文書があるかどうかの調査を今やっております。よって、公印を打った者の調査をしているわけではございません。

以上です。（「もう言っても一緒ですね」と呼ぶ者あり）

○2番（原楨和彦君）

公印がない、公印がある、これは大きな違いなんです。町が公に発行した文書、当然公印があります。たとえ町長でも一個人として出したものには公印はありません。だから、説明会は6回した、7回したと言っておりますけれども、正式にはうちのほうに説明をしたというような書類も残っていないと思います。そういったものがあれば一切こういった問題は起きないはずなんです。そういったところにおいて、前回は、同意書に判を押した者がいると、それと、みやき町長が6回ほど説明したことがあると、あわせて調査する必要があるというように町長は言われたと私は受け取っております。

○議長（吉富 隆君）

一般質問の途中でございますが、定刻の時間でございますので、ここで打ち切りをさせていただきます。

先に進みます。ただいま2番原楨和彦議員の一般質問が終了いたしましたので、4番漆原悦子君にお願いをいたします。

○4番（漆原悦子君）

皆さんこんにちは。4番漆原悦子です。通告順に従いまして質問させていただきます。

1件目は、安全・安心の町づくりについてです。

東京都足立区で、111歳男性のミイラ化した遺体が7月30日に発見されたことを受け、厚生労働省から全国自治体に8月5日付で、110歳以上の高齢者に対し安否確認の対面調査を

するよう指示が出されました。上峰町には該当される方はいらっしゃらないと聞いておりますが、高齢者の安否確認等の対応について、各課の役割、また連携を町としてどのようにとられているのか、お聞かせください。

2件目は、学校教育についてです。

全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストがことしの4月に実施され、その結果が7月30日に公表されました。町として、昨年実施後の改善すべき点、課題が報告されておりましたので、全国学力テスト結果を踏まえて、今後の対策、取り組みをどのようにされるのか、お聞かせください。

3件目は、青少年健全育成についてです。

1つ目は、児童を取り巻く社会環境の中で、安全・安心な健全育成の場として放課後児童クラブに対する期待やニーズが高まっておりますが、上峰児童クラブの現状と課題はどうなっていますでしょうか。また、平成19年10月に作成された厚生労働省のガイドラインに沿う運営努力はされていますでしょうか。

2つ目は、スポーツ少年団の目的はということで、上峰少年野球クラブとフレッシュ上峰について教育委員会の考え、対応はどのようになっているのか、教えていただきたいと思えます。

以上で総括質問を終わります。午前中の質問と重なるところがありますが、答弁のほうよろしくお願いたします。

○議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。4番漆原悦子君の一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思えますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、14時25分まで休憩をいたします。

午後2時6分 休憩

午後2時23分 再開

○議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

4番漆原議員の答弁からお願いをいたします。安全・安心の町づくりについて、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（福島日出夫君）

それでは、安全・安心の町づくり、1番目の高齢者の安否確認の対応はという質問でございますが、高齢者の確認については、住民基本台帳により100歳以上が4名で、すべて女性

の方でございます。福祉課と情報提供し、安否確認をいたしております。

実施例といたしまして、組合連合会より100歳以上の年金受給者の安否情報の提供について依頼がありました。福祉課と合い議し入院先に出向き、家族立会いのもと確認を行っております。

以上でございます。

○福祉課長（岡 義行君）

私のほうから、4番漆原議員の安全・安心の町づくり、高齢者の安否確認等の対応はということで御答弁させていただきます。

午前中の伊東議員の答弁と重複しますが、平成22年4月現在の独居老人の世帯が230世帯、それから高齢者世帯、これが245世帯あります。それから、先ほどの住民課長の答弁のとおり100歳以上の高齢者が4名さんいらっしゃいますけれども、4名さんとも今施設での利用で入っております。

なお、本町での高齢者の安否確認の対応はということでございますけれども、まず配食サービス事業ということで、今社会福祉協議会のほうに委託しておりますけれども、65歳以上のひとり暮らしの世帯及び高齢者のみの世帯などでお年寄りで不自由な方、心身の障害のため調理が困難の方に対し、昼食、夕食の配達を行い、安否を確認しながらやっております。なお、現在35名の方の利用がされております。

続きまして、緊急通報システムなんですけれども、これにつきまして65歳以上の高齢者のみの世帯で、身体上慢性的な疾患のため常時注意を要する方に対し、緊急通報装置、携帯用ペンダント、送信機等の設置、または貸与を行っております。このシステムは、すべて電話回線を介して民間警備会社に委託をして24時間体制で対応をしております。現在、31名の方の利用がされております。

続きまして、災害時要援護者対策ということで、災害時に行政と地域の組織が連携をし、避難誘導、安否確認、情報提供、救護救済、緊急受け入れ等に地域ぐるみで支援するために、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障害者の方々を対象に区長の皆様、民生委員の皆様様の御協力を得まして、今年度登録者名簿を整備しております。なお、8月末現在の登録者につきましては、ひとり暮らしの高齢者が105世帯、高齢者のみの世帯が51件、その他障害者等が34件、合計の149件でございます。

また、民生委員の皆さんによりましてひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯に訪問をし、声かけなどの活動もされております。今年度より地域包括支援センターが社会福祉協議会のほうに委託をされまして、また配食サービスも社会福祉協議会のほうに委託をしております。そういう観点から、高齢者とのかかわりという点では、社会福祉協議会と連携をとりながら、今後、高齢者の安否確認等の対応をしていかななくてはならないと思っております。

以上で答弁を終わります。

○総務課長（池田豪文君）

皆様こんにちは。私のほうから安全・安心の町づくり、必ずしも高齢者の安否確認としての取り組みとはなりません、安全・安心の町づくりの観点から、課の役割、連携につきまして述べさせていただきたいと思えます。

先ほど、福祉課長のほうから要援護者の支援関係につきまして申し述べましたが、この件につきましては、6月の区長会並びに民生委員会の際に要援護者の方々のリストを皆様方に、該当する区長さん並びに民生委員さん方にお渡ししたところでございます。その後、月々の移動につきましてございますが、要援護者の皆様方につきましても例えば死亡とか、転出とか、あるいは新規で登録を希望される方、そういった方たちがいらっしゃいますので、そういった方たちにつきましては、福祉課のほうが窓口になりまして毎月月末にデータを整理しております。そのデータに基づきまして、総務課におきまして名簿の作成並びに位置図を作成しまして、翌月区長会並びに民生委員会がある際におのおのの課におきまして配布させていただきまして、要援護者のデータの更新を行っているところでございます。

以上です。

○議長（吉富 隆君）

執行部にお願いでございますが、4番議員が質問されている中で、まだ答弁が漏れております。

私のほうからはっきり申し上げておきたいと思えますが、各課の役割、単独での答弁はございましたけれども、皆さんに通告されているように連携をと、大事なことだと思いますので、だれが中心でどのような連携をとっているのか、御答弁する必要があると思えます。総務課長が軸なのか、町長が軸なのか、そういったことを含めた上での質問でありますので、御答弁をお願いいたします。

○総務課長（池田豪文君）

要援護者の関係につきましては、総務課のほうを主管といたしまして、そして福祉課も当然連携しなければ、見守りとかそういったこともできませんので、それは区長様方にだけお任せするというんじゃなくて、民生委員様方にも御協力いただきまして、また区長様にあわせまして地域の役員さん方も当然御協力いただかなければできないことでもありますので、そういった観点で行っているところでございます。

以上です。

○福祉課長（岡 義行君）

各課の役割ということでの内容なんですけれども、高齢者の安否確認という内容的には全体的には福祉課が主となりやっていかなければならないかなと思っております。その中で、先ほど総務課長が申されたように、災害時には総務課のほうで音頭をとってもらいというような、個々の内容的にはそれぞれになってくるとは思うんですけれども、全体的な内容とし

ましては福祉課が主かなと思っております。

以上です。

○4番（漆原悦子君）

今、各課の課長さん方から答弁をいただきました。

今回、高齢者の安否確認ということが表に出てきたわけですが、最終的にはこの問題から住民基本台帳を通して生存を確認されたり、そして行きつくところは各課の連携はどうなっているだろうかと、ひいて先まで言ってしまうと行政不信になるようなことにもつながりかねないという問題だと私は思っております。そういうことで、皆さんに自分たちの各課の役割、連携はどうされていますでしょうかという質問をしたところです。

そこで、私がちょっと気になるのは、今縦割りの中で各課、各課のお仕事はきちんとしていらっしゃるんですが、横の連携がうまくとれているのかなというのが常日ごろ気になっております。私も社会福祉協議会等には常々行っておりますので、内容等は十分把握しているつもりですが、そういう中でもって今、福祉課長のほうから報告があったように、65歳以上の独居老人さんが230世帯、高齢者のみの世帯が245世帯あるという回答をいただきましたよね。そういう中で、社協の配食サービスを利用されている方、お元気な方もいらっしゃるでしょうけれども、65歳以上になると大体ひとり暮らしでちょっとしたくないなどかあったり、いろんな人が多いだろうと思うんですが、利用者が35名と答えられたと思います。有償の配食サービスをやる前というのは、昼間だけで毎日約50食はあったんですよ。そのくらいあって、現在昼、夜やって35名の方しか利用されていないというところに、なぜだろうかなという思いをしております。確かにこの中でお弁当を配達、届けをしながら安否確認をやっておりました。「こんにちは」って返事が返ってこなければお弁当を持ってかえるとか、いろんな対応もやったところですが、この人数の少なさ、65歳以上の高齢者、独居老人の方で本当に困っていらっしゃる方はいらっしゃるのか、もしかするといらっしゃるかもしれません。その中に、以前は本当に1食お弁当100円からスタートしていますので、ああ、これならいいなといってとられた方もいらっしゃるかもしれませんが、介護事業が始まってから金額もずっと上がってきております。今、皆さんがお願いをしたら、健康な人であつたら1食500円、同じお弁当ですが、払わないと持ってきていただけませんよね。

その中で、今500円のお弁当という価値が——今、スーパーとかコンビニとかサティさんとか行かれたらいろんな種類、たくさんあちこちありますよね。社協でつくっているお弁当は、健康を考えてとにかく安心して食べられるお弁当であるということと、おいしいですよということのPRも必要だろうと思いますが、これから先、どんどん高齢者がふえるに当たって、いろんな事業を通してでも周りの人が支え合っていかななくてはいけないだろうと思っております。

そんな中で、私がちょっと聞いたところによりますと大分県の国東市、あそこで多分皆さん御存じだろうと思うんですが、65歳以上の高齢化率が45%、144世帯の集落なんですけれども、毎朝その世帯全部が玄関先に黄色い旗を掲げて夕方しまうという安否確認の方法をとられているところもあるそうです。時々わざと旗を上げられない方もいらっしゃるって、なぜだろうと、話し相手が欲しかったから上げなければどなたか尋ねてくるだろうということで、上げられない方もいらっしゃるというほほ笑ましい話もあるわけですが、今、上峰町でお隣さんとうまくコミュニケーションがとれているかどうか、その辺も問題になってくるのかなと思っております。個人情報厳しくなって、なかなか民生委員さんの活動もやりづらくなっていると聞いております。

そこで、役場のほうでやれるとすれば介護保険の事業の中でやれること、健康相談の中でやれること、いろいろあると思うんですが、ひとつ教えていただきたいのは、地域包括支援の事業の中でも訪問事業に関して64歳までは補助がつくんですね。それから健康相談も同じです。おたっしゃ館で月に1回か2回今あっていると思いますが、以前1回でしたけれどもあっていますけれども、そういうのも64歳までです。では、それから上の高齢者の方の確認をどのようにされているのかなというのをお聞きしたいと思います。

そうですね、健康増進課にまず先に聞きたいと思いますが、後期高齢者医療が始まってほとんどの方が病院に通っていらっしゃると思います。そういう中で、保険証を持っていらっしゃる方はいないだろうと思うんですが、そういう中でこの方は健康であるとか、例えばこの方はどうだとか、意外と利用率でわかるのかなと思っておりますが、そういう中で、見えづらい部分というのはありますでしょうか。必ず保険証を取りに来てありますから、漏れている人はいませんから大丈夫ですよという状態なのか、その辺を教えてください。

それから総務課、先ほど、要援護者支援台帳を災害時のため、近隣の地域ぐるみで対応しましょうということでしたと、8月末で190件の登録がっておりますということですが、これも御利用される方の個人情報にかかわってきますので、了解がないとなかなか幅広くやっていけないと思うんですが、以前、何年か前に同じものをつくったと思うんですが、そのときは——今はこれでやられていると聞いていますが、また6月にやられたと聞いていますが、その前に一度上峰でやったと私は思っております。やられたと思っておりますので、そのときの分のどういうふうな処理をされたかなと、これをやられていると聞いて、何で今やられて——追加ならわかるんですよ。だから、その辺が総務課で把握してあったのかな、どうかなということがありましたので、その辺をよかったら教えていただきたいと思っております。

まず、2つだけ教えてください。

○健康増進課長（川原源弘君）

それでは、私のほうから要するに後期高齢者の方々に対する保険証の件ですけれども、全

国的に高齢者の所在不明案件が多数報告されている問題につきましては、御指摘のように後期高齢者の医療費給付を一定期間利用していない方の情報を抽出して、この情報をもつての住民基本台帳の内容の正確さを確保するためには、有用な情報手段という形の一つだという形で考えられようかと思えます。

私ども後期高齢者の主管課においては、被保険者情報及び給付状況をパソコン上で保有しております関係上、一定期間継続しての給付を受けていない方の情報を抽出して、その方の住民基本台帳との整合性の確保を期するためという形なんですけど、平たく言えば後期高齢者保険者証をお持ちの方が病院等へ行っているか、行っていないかという情報は、レセプト上で2カ月おくれなんですけれども、その方々の把握はできています。

今般、この案件を受けて、私どもちょっと特定なんですけれども95歳以上、100歳が4名さん、先ほどから100歳の話が出ていましたけれども、その100歳の方の4名さんのうち3名さんが昔でいう特老に入る、そして1名さんが普通の病院のほうに入るという形で4名さん、その安否確認を行っております。それで、95歳以上の方が抽出して26名さんいらっしゃいます。その中で18名さんが在宅、その18名のうち2名さんが1年以上病歴がなかったという形で、その2名さんにつきましては私ども8月いっぱいじゅうにその方の所在の確認を調査して、いらっしゃるという確認をしております。

そういう形で、長期間医療を受けていない方については、必要な措置を講じて運用の適正化を図っております。それで、後期高齢者の保険者証の話もありましたんですけれども、これは保険者証が8月1日で更新、いわゆる7月末で期限切れという形なんですけれども、8月1日の更新時点の方が1,001名さんおいでです。その方は郵送と手渡しという形で渡しておりますけれども、要するに税の滞納者2名さんだけを除いてはすべての方々に滞りなく保険証は交付して、報道されているような案件はないというふうに思っております。

以上でございます。

○総務課長（池田豪文君）

先ほど議員から御指摘がありました名簿等の件でございますが、私が記憶する限りにおきましては総務課で名簿等の集約を図ったという記憶がちょっとございませんので、またその点につきましては、後刻ちょっと調べさせていただきたいと、そのように考える次第でございます。

それで、あと災害時の要援護者関係につきましては、21年度に委員会等を設けまして、総務課、企画課、それに健康増進課等も入りまして、災害時にどうしたら要援護者の方たちの避難誘導できるかと、そういったところでもまず各行政ごとにその個人さん方から希望を募ったと、そういったところが最初でございます。それで、先ほども出ておりましたように、個人情報に関係もございまして、区長様方並びに民生委員様方には要援護者の方たちの登録の情報といたしましては御氏名、それに住所、生年月日、電話番号、それと緊急時の家族等

の連絡先、これにつきまして、まとめてリストにしましてお渡ししているところがございます。その方たちが8月末現在で190名いらっしゃると。6月の時点では若干少のうございましたが、ふえてきております。それと、あと6月議会の際にも原楨議員からも御指摘がございましたけれども、非常に大規模な災害時におきましてはやっぱり自主防災組織ですね、そういったものがないとなかなか区長様方あるいは民生委員様方、地区の役員様方では避難誘導とか一挙にやるというのは難しかろうと思いますので、そういったものについては、やっぱり整備していく必要があると思っております。

ちなみに、1つの行政区におきまして最大では21名いらっしゃる区がございます。全体で190名でございますが、3区におきましては該当者がいらっしゃらなくて、22区が該当する方がいらっしゃって、最大では21名、要援護の登録がされている区が2区ございます。

以上です。

○4番（漆原悦子君）

総務課のほうから要援護者支援台帳については後ほどということですので、私は社協のほうによくボランティア等で行ってましたし、かかわりの中でいろんな台帳、多分、地域包括のほうにもあると思うんですが、個々の台帳をきちんととってありまして、連絡先とか緊急の同じようなものがあると思っておりますので、それはそれとして、地域でも必ず独居老人の方の周り、お知り合いの方がどんなに少なくとも二、三人はいらっしゃると思ってるんですよ。だから、もしよろしければ今後手を広げて、そういう方にも御協力を願うとか、どんなに友達がいなくても必ずいらっしゃると、追っていくとですね。そういうのをやられた、たしか広島県だったと思うんですが、そういうことでずっと組織をつくられたことがあったかと記憶をしておりますので、民生委員さんだけに頼らず、区長様ももちろんですけれども、大変なことは地域の方々にも協力してもらおう努力も必要かなと思っております。

それと同時に個人情報絡んでおりますので、毎回更新したり整理して渡していますということですので、その辺の処理ですね、きちんと管理をしていただかないと、もしもということがあります。幾ら守秘義務があるといっても大変なことになりますので、その辺をしっかりしていただきたいと思っております。

これだけ個人情報が厳しくなってくると、上峰では今のところあり得ないだろうとは思いますが、上峰の中でも最近はおートロックで中に入れなくて、そういうところも出てきております。そういう中で、独自に情報を収集したりするのも大変なんですけれども、そういう情報に偶然に高齢者の人が埋もれてしまって孤立したり、そのままになったりということのないように、各課連携をして対応していただきたいと思います。

やはり一番主体になるのは福祉課だと私は思っております。先ほどから言われておりますように、地域包括等の管理も福祉課ですので、そちらのほうで、何というんですか、訪問調査をしたりして、そのときに直接確認をしたり、またまた健康増進課もそうですけど、いろ

んな指導をする中で、介護予防の施策の充実とか啓蒙をするときにずっと回られると思うんですよ、そういうときに高齢者の方々の安否というんですか、情報をとって回られたり、いろんなことをやっていただけたら、うまくやっていけるのかなと思っております。ただ、我が町は100歳以上の方が4名ではっきりしていると、95歳以上も健康増進課の課長が言いましたように、はっきりととれていると、その年齢を少しずつ下げて、もう大変でしょうが、職員の方々でお互いに連携をして状況をつかんでいただければと思っております。

本当に緊急情報の通報システムもときどき話をさせていただくんですが、御利用されている人がこれをいただいたおかげでとても助かっておりますというお声も直接聞いたりもしておりますので、大変でしょうけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

あとは事業の中で転倒予防だとか、3B体操だとか、筋力トレーニングだとか、これも基本的に65歳以上の方だと思うんですよ。そういう事業をする中で、こうして見ていると意外と同じ人が来ていらっしゃるように見受けられるんですよ、その辺をもう少し回転というんですかね、もう少しPRをして入れかえをしていただけたらもっといいのかなと思っております。まず、おたっしゃ館を利用していただくということですね、あそこに来ていただくと、バスも最近はまだ土曜日と同じように便が回っておりますから、以前よりかは便利になっていると思いますので、その辺のPRもあわせて福祉課でやっていただけたらと思っております。

それから、先ほどから戸籍のことが表に出ていますけれども、上峰は現在でも紙ベースでやっているということで、確かに2番議員もおっしゃいました。大変だろうと思うんですが、職員総出でやるとそんなにデータベースがいいのはわかっています。ただ、データベースはあと何年かかかるわけでしょう。そういう中で、今人数が少ないからという話がよく出ますけれども、少しずつ年齢を下げたり、こういうかかわりの中で報告があった人たちを確認するとか、そういうふうにしてでも少しずつチェックをしていただけたらなと思っております。やはり住民課の対応として、職権で削除はすることは簡単だろうと思うんですよ。ところが、住民票はあるけど本人様はいないよという人も多々いらっしゃいますよね、若い人でもそういう人いらっしゃると思うんです。籍だけ置いていて本人は違うところに住んでいるとか、そういう方もいらっしゃいますので、その辺もよかったら高齢者がもちろん先ですけれども、その辺まで確認をしていただけたらなと思っております。

地域包括のことは、もしかするとよくおわかりにならないかもしれませんが、担当がちょっと向こうのほうに変わっていますので、65歳以上は訪問しても補助が出ませんと、それから介護予防の施策も回っても64歳までしか出ないとなっているんで、64歳を超えた人に対するの対応については、その辺がどういうふうにして見守りといっちはいけないんですが、64歳まではちゃんと補助金 came たりいろいろあるもんだから徹底してやられるかもしれませんが、その枠を外れていっても何もならない、無報酬というか、何もならない、た

だ、確認だけになってしまうのかもわかりませんので、その辺は福祉課はどういうふうな取り扱いをされていますか。

とにかく何と言うんですかね、介護の支援計画書をつくったり何やかんやするのは件数的に結構ありますよね、700ぐらいあったんじゃないかなと思うんで、結構件数的にはありますよね。だから、そういう部分は別として、単なるそういうふうな訪問事業というわけじゃないんですが、介護事業にかかっている方じゃない方の何というか、確認というんじゃないけど、訪問とかはやられているのでしょうか。福祉課長さんにお尋ねをいたします。

○福祉課長（岡 義行君）

今、介護にかからない人の対応ということなんですけれども、地域包括支援センターが昨年までは健康増進課のほうにありまして、今年度4月1日より福祉課のほうに参りまして、それがそのまま社会福祉協議会のほうに委託になっております。まだ私も内容的に全体の内容を把握しきれておりませんので、その内容を勉強させてもらって、後日報告ということによろしいでしょうか、よろしく申し上げます。

○4番（漆原悦子君）

8番議員のときにほとんどお答えをいただいておりますので、確認するところだけしかいたしません。

今、総務課、福祉課、住民課、健康増進課が高齢者の方には一番かかわるんじゃないかなと思うんですけれども、所管する事務ですね、そこも厚生労働省、総務省、法務省とか、分かれていて何かと手続等々やりづらいところもあるかもしれませんが、我が上峰では、きちんと横の連携がとれていますよと言えるくらいの活動をやっていたらいいなと思っております。

幸いにも高齢化率が我が上峰町は県下でとにかく低いですから、このままいって——若い人もたくさんいらっしゃいます。地域の人の協力をかりながら、安心して住める町づくりをつくっていただきたいと思いますと思っております。これから先、もうどんどん社会問題としてこの問題が浮上してくると思いますが、上峰にいてよかったと言われる町づくりを行政の皆さんが全体でかかわっていただけたらなと思っております。

最後に戸籍の電算化、予定ですね、予定で結構です。いつごろに電算化をしようと思っていられるのか。全国でも数少ないと思います。佐賀県ではたしかうちだけじゃなかったのかな、もう1カ所あったかなかったかだったと記憶していますので、大体予定でいいです。皆さん待ち焦がれているだろうと思いますので、いつごろかなというぐらいで結構ですから、計画を教えてくださいなと思います。

そして、最後にそれを聞きますけど、もう最後にしますので福祉課長さんをお願いします。

せっかくうちの町は配食サービスとか、いろんないいことをやっています。昼、夜やっていまするところ本当に珍しいんです。上峰っていいですねって高齢の方から私

はよく言われるんですよ。そういう中で、昨年度をちょっと見ていたら9,500、1万食もないんですよ、月で計算すると800食にもいきません。それを割っていくと本当に少ないんですよ。だから、もっともっと利用できるように、例えば動けなくなりましたと言われるときでも、私なんか社協に連絡してみてくださいって声かけをしているんですよ。小さな声かけだろうと思うんですけども、そういうことで、ああ、そういうことができるんだということで口コミで広がる可能性もあります。もう動けないぎっくり腰とかあったときは、本当に奥様になったときは大変だろうと思うんで、そういうとき等も、もしよかったら御相談をしてくださいよというふうな声かけをしたりしていますし、教育委員会にもお願いをしたいんですけども、なかなかお弁当のチラシ、パンフレット、おのおの到手渡しはっていないんじゃないかなと思いますので、その辺もしっかりとPRをして、皆さんで盛り立てないと町はうまく成り立っていかないんですよ。だから、私も気がけてずっと見ていますけれども、そういうぐあいでこの高齢者問題と同じように皆さん一人一人が地域を目配りして、あそこはひとりですね、あそこだったらどうですと、あの方のお隣にはあの方がよく面倒見いらっしゃるからとか、いろんな方がいらっしゃると思うんですよ。だから、そういう方を把握しておけばいいのではないのかなと思っておりますので、今後ともうちの町で何かあったということが言われぬように、行政の皆さんと一緒に私協力したいと思っておりますので、皆さん一生懸命連携を、特に横のつながりがなかなかできていないんじゃないのかなと私も時々思いますので、その辺を来年いろいろ組織を改編させるときにもその辺のことも考え合わせてやっていただけたらなと思っております。

そして、民生委員さんも負担がとにかく大変です。皆さんで協力できることがあれば協力してあげられるようなやり方もあっていいのかなと思いますので、よろしく願いをおきます。

これで1番目の安全・安心の町づくりについては終わりたいと思います。

じゃ、最後に電算化だけお願いをいたします。

○住民課長（福島日出夫君）

電算化についての予定でございますが、平成23年度においては戸籍電算システム化について、23年7月に電算システムの業者の選定を行いまして、24年8月には戸籍電算システムから高齢者リストを上げてまいります。24年8月には調査対象年齢の検討及び調査計画案をつくりまして、法務局との協議を行ってまいります。24年の9月に調査開始をいたしまして、29年に完了といった計画でおります。

以上です。

○議長（吉富 隆君）

学校教育について、執行部の答弁を求めます。

○教育長（吉田 茂君）

午前中の8番伊東議員さんの質問と若干重複するんじゃないかと受けとめておりますので、重複するところは省かせていただいて、なるだけ結論的なものを先行させて述べさせていただきたいと思います。よろしく御了承ください。

まず、議員さんも御承知のとおり、教育基本法の改正はただいま移行措置に入っております、現実的には24年から完全実施ということになります。それを踏まえて伊東議員さんからも隣の町で先進的にやっている英語教育とか、いろんなことのお話を承りました。私も幸いなことに1小1中ですので、小・中連携していろんなものを取り組んでおりますが、その中で既にやってきていることを踏まえて、今度の学力テストは県全体としても非常に反省に立っております、全国レベルでそういうところではなかったわけです。先日、県の教育長、副教育長みずから御来庁いただきまして、町長と私どもを含めていろんな御意見がありましたし、かつ私どものほうからも要望をいたした次第でした。そのことは、やはり全般的に子供たちの学力のアップにはどう持っていったらいいかということの話し合いでございました。

そこで、結論的にこれから取り組んでいることをお話させていただきたいと思います。

まずは生活習慣や学習習慣を子供たちに身につけさせるということです。内容は朝の報告の中でも申し上げましたが、自学ノートや宿題のあり方、そのための学習クスマッチ、あるいは朝読、いろんなものを取り組んでおります。例えば、小学校ではにこにこタイムと申しまして、そこでいろんなプリントをお互いに習熟の度合いを踏まえた結果をチェックする、また、ほかには1時間の授業でやった分を週末にまとめて反省すると、そういった方法をとっております。朝の学習の時間に半分ぐらいで終わっていたノートが、帰ってから家庭学習で、次の日に出されたら結構埋まっていたという実績が見られております。その点は非常に高く評価していいんじゃないかなと、そう思っています。そういったものを持続することが一番やっぱり結果的にレベルアップにつながるんじゃないかと、一時的なものに終わらせないようにするというのをこれからしっかりやっていこうというぐあいに学校側でも持っておられます。

次に、2番目にそのことは伊東議員さんからもチェックを受けたんですが、すべて家庭学習へ、例えば保護者へバトンタッチをするだけではなく、家庭学習の中でも生活習慣の中に学習、勉強する時間を設けてもらいたいということを学校側は要望しているわけなんです。そのことをいろんな便り等、あるいはPTA会やいろんなことを通じて保護者にも理解してもらうようにこれから努めていきたいという所存でおります。私も委員会でもそのことを指導しております。

最後には、やはり何といても教師自身の能力をレベルアップするというのが一番大事ではないかと委員会では思っております。そのためには、TTの授業のあり方、あるいは全体での勉強会、それを学習発表会というような形をとって、他の教科といえどもほかの先生

たちも見に来ていただいて、月に1回ぐらいはそういった研究発表会をするように持っていく、そういった具体的なことを要請しております。その3つの点をこのような形でまとめております。

いずれにしましても、そういったことをずっと持続できるようにこれからも要請していこうと、そう思っております。

○4番（漆原悦子君）

今教育長のほうから答弁をいただきました。ところが、残念なことに、残念だったなと私が今聞きながら思ったのは、子供のことが入っていなかったんですよね、子供や生徒のことが。というのが、今報告された中に生活環境、学習の習慣をつける、これは当たり前のことです、学習クラスマッチ、朝読、にこにこタイム、もうこれは既にずっとやっていますよね、やっていますよね、あと加わったのが、加わったじゃいけないんですが、教師のレベルアップ、TTのあり方、全体の勉強会をしましょう、学習の発表会もしましょうと、週末に反省をとということと言われたかと思うんですが、実は、御存じだろうと思うんですが、今回の全国学力テストで連続日本一になった秋田県、その実践報告を私は読ませてもらいました。その中に、秋田県の取り組みとして勉強ができるだけでなく、心の幅と想像力を広げ、生きていく力をつける教育というのを打ち出してあるんですよね、もうこれは見たらどこにでも本がたくさんありますので、あるだろうと思います。そういう中に、うちと同じように、うちは伸びゆく子ですかね、がありますよね、子供たち、小学生が持っていますよね。それが向こうは家庭学習ノートというのがあるそうです。同じものだろうと、大体中身がちよっと違うかもしれませんが、同じようなものだろうと私は思っておりますが、それをうまく活用して、苦手克服のためおのおのが工夫をして子供たちが使っていると、それに親とか先生がかかわっていると、そして、うちの学校、我が町は小学生はドリルだの漢字帳だの、いろいろありますよね、あれを反復練習、一生懸命やっていますが、何と秋田県は問題集を一切使っていないということなんですよ。そこが極端に違うんじゃないのかなと。それと同時に、私が関心したのは、必ず授業の最初に目標を先生が提示をする。そして子供を主体にした授業の進め方をして、授業の終わりに学んだことが定着しているのか、どれだけ理解をしているのかを必ず子供に発表させるということを取り組んであるということです。基本的に学校に授業参観を見に行くと、大体先生がずっと授業をしていますよね、子供は黙って聞いていますよね。その取り組みがやっぱりちよっと違うのかなと思いました。だから、先ほども8番議員のときになかなか意見が言えなくてという回答、答弁をしてありましたよね。そこに行きつくのかなと。子供たちにどんどん出番を与える。そして、これが一番当たり前ですが、一回一回の授業をとにかく大切にして、落ちこぼれがないように、落ちこぼれといったらちよっと困るんで、学習についていけない子がいないように努力をするのが一番なのではないのかなと。今回の全国学力テストの結果をずっといろんなとこ

ろで見えていますと、中学3年生で7人に1人が分数がやれない。足し算、引き算、加減がやれない。それから、基礎、基本ができていない。どうもその辺を見ていると小学校の3年生、4年生レベルですよ、ということはつまりいたまま中学校に行っているものだから、中学校の授業がおもしろくないと思えるんですよ。だから、子供の小さなうちだったら小学3年生ぐらいまでであれば、まだ普通の私たちぐらいでも子供たちに指導をすることはできるんですよ。先ほどから中学校に入って3年生は毎日夏休みやりました。小学校は3日間ですよ、じゃなくて、そういう場を与えていただいて、ボランティアで結構じゃないですか、そういう御指導に来てくださる方をお願いされてもいいのかなと。みんな先生がかかわったら時間がなくて大変ですよ。少し難しい問題は皆さんやれないでしょうけど、小学校1、2年生とか3年生ぐらいまでだったらまだ教えることは——ちょっと相談されたことに答えるぐらいはできるんじゃないのかなと思っております。

ことしもおたっしや館のほうでおたっしや子供塾というのが夏休みじゅう全部やっておりますけれども、その中で、やはり子供たちが来るんですけれども集中力がありません。すぐ遊びたがります。テレビの影響かもしれません。それと同時につまりいたらすぐノートをぱっと閉めちゃってやりません。そういうときに、ちょっとアドバイスをしてあげると喜んで、次のときは教えてってまた来るんですよ。だから、そういう喜びを教えてあげる。授業の中で大変であれば、ほかの学校でも普通のボランティアさんが中に入って教えていらっしゃる学校もあるんですよ。そういうこともよく聞きますので、そういうことも検討されてやっていかれたら、先生たちが幾ら研究授業しようが、何しようが、子供が変わらないとだめだと思います。と同時に子供が変わっちゃうと親が関心を持つんですよ、その原点に立ち返ってやっていただけたらなど、私からのお願いをしておきたいと思います。

それで問題に入りますね。

昨年の議会、ちょうど同じ9月議会だったと思うんですけれども、同じように全国の学力テストが終わったときに、学習課題、改善すべき点ということで、教育委員会のほうから御報告がされております。その内容が自分に自信が持てない、将来の夢や目標がない、学習意欲が低い、家庭学習が少ない、これはいつも出ていますね、それが出ていました。教育委員会のほうでは、積極的に先進的取り組みについても情報収集に努めて、日々の教育実践の中で具体的に指導方法の改善や学習意欲の強化、学力向上を図りますと答えてありましたが、この部分で何か実践されたことがあったら教えてください。

○教育長（吉田 茂君）

御指摘ありがとうございます。

いつも駄弁に労することが多いものですから、かいつまんで申し上げたら勢い、前段の分が今御指摘いただいたとおりでございます。

御承知のとおり、教育基本法の改正は生きる力をつくるということが目標になっているわ

けです。そういった意味合いで、豊かな心や健やかな体をつくるということに今熱心に今取り組んでいるんですが、その後の昨年以降取り組んだものについて、それでは報告を申し上げさせていただきます。

まずは、やっぱり学力向上推進プランというのを学校で練りまして、それを教師の間で話し合っ、かつ事務所からも伊東議員さんのときにも申し上げましたとおり、指導主事いないために事務所からも参加してもらっているわけなんです、そこからいろんな知識を、あるいは助言を得ながら、そういった推進プランをつくりまして、その実践を図っております。そのことをこれからも今県自体の委員会も3回目ぐらいに入っているんですが、最終的に県全体、それはもう秋田のことは一応一番問題、いい意味で注目しておりますので、学べるところは大きいと学ぶようにと県でも持ち込んでいるところでございます。

その中で、これからやっていくわけなんです、やっぱり子供たちに今御指摘のとおりでございます。授業の中で発表できるような雰囲気づくりをすると、それがTT、朝の会議でも申し上げましたが、TTを全面化するようにすると。今中学校はできましたけど、小学校はそうでなかったために中1ギャップにならないように、5年生、6年生——6年生になったら若干認識が出てきますのでいいんですが、5年生をと申しておりましたけど、今御指摘のとおり、もう今度はもう一つ下って、3、4年生のときからしっかり持っていかなくちゃいけない。ですから、3、4年のところでもTTの授業ができるように、教育委員会としましては来年度の体制づくりに県の側へ教師の要請を強くしていこうと、そう思っています。

ぜひ——秋田みたいにはいかない、秋田は弁解ですけど、人数が非常に少人数のところが多いわけですね、もう完全にマンツーマンなんですね、そういった中で、我が町もそう多いわけではありませんので、せいぜい多いクラスで三十五、六人でございますので、しかし、その三十五、六人の中でも二極化しないように、しっかりTTをつけてやっていくようにしたいと思います。

むしろ答弁よりも御指導のほうが先にありましたので、ありがとうございました。失礼しました。

○4番（漆原悦子君）

時間が迫ってきましたので、今回の学力テストは、県の教育長さんたちもおっしゃっていらっしゃるように教育政策の最重要課題であり、前回よりも後退したということですのでごく危機感を持っていますよということを言ってありましたよね。そういうことで、全国平均をすべてクリアできなかったと、すべて超える科目がなかったということは、すごく残念なんですよね。

そういう意味で、やっぱりこれから先も上峰町にはふるさと学館もあります。本はたくさん読めます。学校にもちゃんと司書補がいらっしゃいます。そういう中で、ことしは国際読書年です。そういう取り組みをしっかりと、本を読むことがやっぱり考える力も出て

くるだろうと思っております。そういうのをきちんとさせていけば、作文を書いたり、日記から初めてもいいんじゃないかと思うんですけれども、書くことからどうしても入れていかないと書けませんので、そういうのも少し力を入れていただけたらなと思います。担任の先生によっては、やっぱり図書館はわざわざ行くだけだから、よか、もう授業ばしようかねと言ってそっちに走る先生もいらっしゃるかもしれませんが、やはり読むということは知識をいっぱいいただきますので、その辺も小さいときから読む習慣、そういうのをさせていただけたらいいのかなと思っております。子供たち、やっぱり学ぶ時間というのが1回しかありませんので、もう小学生のときにしっかり基礎、基本を学んで中学校に出してあげられるような配慮をしていただきたいかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それと最後をお願いします。

そろそろ受験の季節が参りましたけれども、小学校の3、4年生のクラスで、こともあろうに私立学校とか、そういうところのお話を聞きにきませんかと言われる先生がいらっしゃるということを耳にしましたので、我が町は我が町の中学校へできれば行っていただく、そういう指導を——どうしても行きたい子供さんがいらっしゃるどころとか、関心のある親御さんは言わなくても関心がありますから聞きにいかれます。わざわざそこに行きませんかという指導まではやる必要はないと思いますので、その辺も我が町は我が町でしっかりと授業を教えて、きちんと中学校へ送り出す、そういう姿勢をつくっていただくことをお願いして、この項は終わりたいと思います。

○議長（吉富 隆君）

青少年健全育成について、執行部の答弁を求めます。

○教育課副課長（高島和則君）

漆原議員のほうから質問がっております青少年健全育成について、放課後児童クラブの現状と課題ということで、放課後児童クラブの目的は、今日、核家族の進行及び女性の社会進出による留守家庭の児童の増加と多様な児童の健全育成上、諸問題に対処するために昼間、保護者等がない家庭の小学校低学年の児童の育成、指導に資するために放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、健全育成を行う地域組織として放課後児童クラブを設置しております。

児童の体力増進、情報を豊かにするなど、児童の福祉増進に資することとしています。小学校体育館の2階を利用して、小学校の新1年生から3年生まで、現在80名の児童を授業終了時から午後6時まで預かっております。指導員6人で指導に当たっているところでございます。また、長期休業期間、夏休み等につきましても8時30分より18時まで実施しております。平成22年度からは法改正に伴い小規模クラスへの転換を図り、2クラスに改編しています。体育館2階の居室整備や地デジ対応へと改修整備をするとともに、防犯体制の強化のために、お迎えの対応のため体育館1階にインターホンもあわせて設置いたしました。

放課後児童対策事業を実施して、少子化対策の推進を図っております。また、今後の課題といたしまして、4年生以上の要望等も一部出ているようでございます。今後、検討していきたいと思っております。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○教育次長（鶴田良弘君）

漆原議員の放課後児童クラブの現状と課題の中の平成19年10月の運営のガイドラインはどうなっているのかというようなことで、私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

議員おっしゃるように平成19年10月19日付で厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から各都道府県知事にガイドラインについて通達が来ておりますけれども、その中で対象児童という最初の項目なんですけれども、1学年から3学年を対象にしていると、ただし、できれば特別支援学校の小学部の児童及び小学4年生以上の児童も加えることができるという形になっておりますけれども、この部分については、特に配慮を必要とする児童への対応というような項目も新たにはございます。その中で、障害のある児童についても可能な限り受け入れに努めることというようなことで書いてありますけど、この部分については、うちは受け入れを今後やっていきたいというふうに考えております。

それから、小学4年生以上の児童については、予算とそれから規模数もございまして、現在のところまだ検討中というようなことで、今考えているところでございます。

それから、規模については、80人を超えておりましたので、当然4月1日より今副課長が説明したとおり、2クラブに分けて運営をしているところでございます。

それから、開設所の時間、日時ですけれども、これも他町と変わらないようにやっているように思っております。

それから、新1年生については、まだ入学式があっておりませんが、各保育園等と打ち合わせをして、4月1日から受け入れをしているところでございます。

ざっと重立った点だけガイドラインの運営報告の説明をさせていただきました。

それから、下の段のスポーツ少年団の目的というようなところなんですけれども、その中で、少年野球クラブ、フレッシュ上峰の教育委員会としての対応はというようなことで御質問だったと思えますけれども、まず本町のスポーツ少年団は昭和56年7月1日に本部を設置しております。現在、上峰少年野球クラブ、空手クラブ、ジュニアバレーボールクラブ、男子バレーボールクラブ、少年サッカークラブ、少年剣道クラブ、フレッシュ上峰クラブという7団体で193名の団員が活動をしているところでございます。

そして、御質問の上峰少年野球クラブは昭和51年に結成されております。そして、61年に同じような野球クラブと合併をし、現在に至って上峰少年野球クラブというような形でスポーツ少年団に登録、加盟をしているところでございます。

一方、フレッシュのほうですけれども、フレッシュ上峰は平成16年に結成をされ、上峰町

スポーツ少年団に平成21年4月に加盟をしております。加盟の経過といたしましては、19年ごろからフレッシュの役員さん、指導者の方々からどうしてもスポーツ少年団に入って活動をやりたいというような要望がございまして、スポーツ少年団本部で平成20年度、1年間かけて検討し、21年4月1日から加盟したというような状況で、教育委員会としてはどちらも施設の利用については平等に扱っているし、あるいは募集チラシも平等に扱っているところがございます。

以上でございます。

○4番（漆原悦子君）

放課後児童クラブの現状と課題はということで今お聞きをいたしました。80名の児童、子供たちが体育館の2階で放課後過ごしているということでわかりましたけれども、私が質問した経緯は、何度となく4年生以上、それから障害者の質問をやってきたかと思いますが、なかなかいい回答をいただけませんでした。そろそろ12月では遅いかなと思ひまして、予算組みをするにはですね、ということもありましたが、平成19年10月にガイドラインが出ているということもあり、もうそろそろ3年たちます。でも我が町がこれを実行していないというのはおかしいのではないだろうかということで、質問を投げかけさせていただきました。

特別支援学校の小学部というか、ちょっと手のかかるお子さんも一時期入れていただくというふうなお話はあっておりましたが、御辞退されて、今現在はいらっしゃらないということですが、こういうガイドラインが厚生労働省のほうであって、いろいろな市、町、県を含めて実施されているのであれば、我が町も子供が住みやすい町づくりをしている町ですから、特に力を入れていただきたいということで質問をしております。若干この辺やりますと、小学4年生については予算、規模数等で検討中ですということですが、でき得れば今保護者の皆さんから負担金をいただいております、数字を見ていったら毎年国の補助金も返還しているんじゃないのかなと思っております。毎年、毎年返している状態ですよ。であれば、うまく活用して、その辺ももう少し深く検討されて、お金が絡むということをすぐ言われますが、子供のためです。今でも不景気だ、不景気だって税金も払えないといいながら働いていらっしゃる方、たくさんいらっしゃいますので、家庭のほうで子供が犠牲にならないような配慮も必要であるのではないのかなと思っておりますので、ぜひ検討を進めて、来年4月からはぜひ実行をしていただけるようお願いをしたいと思います。

一番の基本はここでした。その3点ですね、小学校1年生に入ったときは保育園の延長としてそのまま受け入れるということ、これは可能と、すぐクリアと思ったんですが、小学4年生以上の児童の受け入れもできるということがまず1つと、特学の子供たちとか、ちょっと手のかかる子供たちの受け入れもやっていただきたいなということでしたので、質問をさせていただきました。

現在、6人のケースワーカーの先生がお世話をしてくださっているんですが、この緊急雇

用で半分は対応されているんじゃないのかなと思いますが、来年度の方向性として、この辺がどうなるのか、そのことで何かまたこの組織というんですか、上峰児童クラブに影響が出てくるのかどうか、その辺をわかる範囲で結構ですので、教えてください。

それと2番目に質問をいたしましたフレッシュ上峰と上峰少年野球クラブの問題ですね。

この分に関しては、実は私も内容は深くは知りませんが、以前五、六年前にもさかのぼるだろうと思いますが、現吉富議長が質問をされたことがあったらうと私は記憶をしておりましたので、そういう中で、保護者の方から同じ子供でありながら公式の試合に出していただけないと、なぜでしょうかと。これは子供は宝と言いながらも人権として差別ではないでしょうかという質問を私は直接面と向かって受けました。えっと思いましたけれども、その意味がよくわかりませんでした、よくよく聞いてみると、校区に1チームしか試合には出られないと、認定されないというわけですかね、ちょっとよく詳しいことはわからないんですが、どうもその辺のいきさつがあっているみたいです。

どうも上峰少年野球クラブのほうは神埼郡に入っていて三養基郡の組織には入っていないと、何かその辺もおかしいかなと私たちがちょっと聞いて思ったりもするところもあるんですが、そこには何らかの理由があるのかなと思いますが、まず、お話を聞いていた中ですぐできる問題というのが、なぜ上峰少年野球クラブは1年間全部通して小学校を押えてありますかという質問がきました。フレッシュの人たちは全部一たん家に帰ってから行くと、中央公園のグラウンドを使っていると、同じ子供であれば平等に半分ずつじゃないですけど、いろいろそういうことが何できちんと線引きをされているのでしょうかという質問がありましたので、わかるところからお答えができるのであればいただきたいですし、それと同時に、1年間ずっと押えてあるというところに少しそういう利用方法をやっているのかなと、すべて申し込みをしてからどこも使っていると思うんですね、グラウンドでもどこでも、それが1年押えてありますということがちょっと腑に落ちませんでしたので、その辺の実情がどうなっているのか、教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○教育次長（鶴田良弘君）

まず、フレッシュ上峰が公式試合に出れないというようなことになっているというようなことで、公式試合というのはいろいろございまして、スポーツ少年団が佐賀県大会をやっていますけれども、これはだれでも出られるわけです。輪番制で県内を回っているわけですが、その部分については佐賀県スポーツ少年団の大会には出られると。今おっしゃられているのは、佐賀県軟式野球連盟に登録ができないから軟式野球連盟の大会には出場できないと、私も詳しいことはわかりませんが、一応聞いた中では三神支部という支部がございまして、これは上峰町もその三神支部に入っていると、それともう1つ同じ支部で三養基支部というものがございまして。その中に上峰が入っていないのは、長い経過のもとにスタートが三神支部からスタートしているんじゃないかなという予想をしております。

そんな中でありますけれども、フレッシュ上峰が規約で1校区原則として小学校単位とするというふうな全軟の指導要領があるようですけれども、そこら辺何で入れないかというふうなことで、うちのほうからどうのこうのは言えないかと思えますけれども、そこら辺スポーツ少年団を通じて現状を把握していきたいというふうに思います。

それから、施設の利用ですけれども、少年野球だけではなくフレッシュ少年剣道、空手道、大体3カ月（122ページで訂正）をめどに計画を出していただいております。そして、フレッシュについては設立の当初からグラウンドは中央公園でよろしいですかというようなことでお伺いしているわけです。それでもいいというようなことで設立されたと思っております。スタートは野球じゃなくて複合種目でやっていくという設立の目的がございました。それが今現在、野球中心になっておるようですけれども、当初スタートはいろんな競技をやらせていただいて、クラブ設営をしていくというようなことでございましたので、中央公園を使わせていただくように、うちとしては指導者と話したつもりでございます。

以上でございます。

○4番（漆原悦子君）

大体わかりましたけれども、今グラウンドの利用に関しては3カ月をめどに計画を出していただいているということですが、間違いありませんでしょうか。というのは、そういう話が1年全部してありますと、押えてあるんですよという話がやはり入ってくると、なぜかなと思うわけじゃないですか、おかしいと、やはり決まりがあるからですね。もしその3カ月をめどに計画を出してもらって利用されているというのであれば、今言われたように中央公園でいいですかという打診をされたということも問題だろうし、同じ子供であればお互いに同じ種目、今は複合種目ということを言われましたけど、お互いに例えば交代交代じゃないですけど、同じようにグラウンド、同じ小学生ですから、やりたいと言われればその辺の配慮もできるんじゃないかなと私たちは思ったりもするんですよ、一般のほうから見れば。だから、子供には罪はないですので、正直言って何があったか知りません。でも何か聞いて違和感を覚えますので、その辺はやはり生涯学習を預かる窓口として教育委員会のほうでかかわっていただいて、調整を図っていただいたほうがいいのではないのかなと、親御さんとか監督さんとか、いろんな人たちのかかわりもあるだろうとは思いますが、本当に子供たちは一緒ですよ、何か入ってくるのがそういうふうにして入ってくると、特に私はそういうことは余りわかりませんので、聞いていておかしいねと思うぐらいなものでうかつなことを言えませんので、言いませんけれども、そういうことがありますので、よかったら監督さんともう一度お話をさせていただくとか、ことしの4月にどうも一度お話し合いをされたような話も聞いたんですが、三根町でやられたというふうな感じで聞いたんですが、内容は聞きませんでしたけれども、物別れに終わっているというふうな感じでしたので、その辺、県の連盟との絡み等もありましょ、同じ上峰の子供が一生懸命頑張っているチームです。

たまたま複合という話で始まったのかもしれませんが、今同じ野球をしてあるとするのであれば、上峰少年野球は昔からしているから小学校のグラウンドだよと、こっちはもう中央公園だよと決めつけるのではなく、その辺もうまく調整して、人権問題って言われたらすごく何か大きな問題として、正直言って私どこに相談にいけばいいでしょうかという質問をされたわけですよ。それでちょっと待ってくださいということでストップしておりますので、よかったら教育委員会の窓口で、一番かかっているのは次長さんだろうと、どうもそういうお見受けをしますので、次長さんが音頭をとって、うまくまとめていただけたらなと思うんですけれども、その辺の御協力をお願いしたいかなと、いろいろ聞くと私もわからなくなりますので、子供たちと保護者の人が素直に言ったことをここで申し述べましたので、とにかく試合に出たい、保護者の人は出したい、出してあげたい、と同時に子供は一緒でしょと、何で違うんでしょうかと、その3つの質問が来ておりますので、大変でしょうが、窓口として――前も議長が質問してそのままに、もう5年ぐらいたっているでしょう。だから、それも踏まえて尽力していただきたいとお願いをしたいんですが、最後にいかどうか聞かせてください。

それともう時間がないので、町長さんに先ほどの厚生労働省のガイドラインに沿ったいろんな方向性が、やっぱり4年生以上を受け入れるとか、先ほどは特学とか、ちょっと手のかかる子は大丈夫ですよと、そういう方向を一度検討されてありますのでいいでしょうと言ってあるんですが、4年生以上は予算と規模の関係もあり検討中と今言われましたから、最後の決定権は町長さんにあると思います。よかったら来年度に向けて4年生もうちは心を大きく開いて受け入れますということをお願いしていただけたらなと思いますので、お二人、時間がないので、簡潔によろしく願いをいたします。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと前後しますが、後半の部分についてお答えを申し上げます。

これまで検討を含めて進めてまいりました。さらなる検討を内部で十分に協議しながら来年度の予算をつくっていく上で考えていきたいと思っております。検討をしていきます。

以上です。

○教育次長（鶴田良弘君）

施設の利用の件からまず言いますけれども、それぞれ空手、ジュニアバレーさんは小学校の体育館の中に部室があるんですよ、用具がいっぱいあるんですね。剣道さんもいっぱいあるんです。少年野球さんもいっぱいある。その少年野球の部室を小学校のグラウンドの倉庫、フレッシュさんについては、バックネットの裏の放送室に一時預かりというふうな形で利用していただいておりますので、そんなところでうちのほうに施設の利用のどうのこうのは今のところ来ておりません。今、初めてお聞きして、そういう不満があるというふうなことであれば、一度フレッシュの役員さんとお話をさせていただきたいというふうに思います。

それから、全軟の問題ですね。これは任意団体ですので、うちがどうのこうのというようなことは非常に難しいんじゃないかなというふうに思います。まず、スポーツ少年団に登録されていますので、そこには本部長がおります。本部長と十分、まず教育委員会よりも本部長のほうでどうやったほうが全軟のほうにお話ができるかなというようなこともフレッシュ上峰の役員さんと、あるいは指導者の方と教育委員会とスポーツ少年団でお話をして、解決ができないかもわかりませんが努力してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。

これをもって散会をいたします。本日は大変ありがとうございました。

午後 3 時 50 分 散会